

洞爺湖町議会平成27年12月会議

議事日程(第1号)

平成27年12月15日(火曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 報告第5号 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第6号 経済常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6まで議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	岡崎	訓君	2番	越前谷	邦夫君
3番	五十嵐	篤雄君	4番	高臣	陽太君
5番	千葉	薫君	6番	立野	広志君
7番	小松	晃君	8番	沼田	松夫君
9番	板垣	正人君	10番	七戸	輝彦君
11番	篠原	功君	12番	大西	智君
13番	下道	英明君	14番	佐々木	良一君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	真屋	敏春君	副町長	森	寿浩君
総務部長 兼 税務 財政課長	遠藤	秀男君	経済部長	伊藤	里志君

洞爺総合支所長兼庶務課長	大西康典君	総務部次長兼住民課長	澤登勝義君
総務課長	毛利敏夫君	企画防災課長	鈴木清隆君
健康福祉課長	皆見亨君	健康福祉センター長	山本隆君
観光振興課長兼洞爺湖温泉支所長	佐々木清志君	火山科学館長	木村修君
産業振興課長	佐藤孝之君	建設課長	八反田稔君
環境課長	若木涉君	上下水道課長	篠原哲也君
シビック・パーク推進課長	武川正人君	農業振興課長	杉上繁雄君
会計管理者兼会計課長	田仲喜美江君	農業委員会事務局長	片岸昭弘君
教育長	綱嶋勉君	管理課長兼学校給食センター長	天野英樹君
社会教育課長	永井宗雄君	代表監査委員	宮崎秀雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤久志	議事係	平間義陸
庶務係	阿部はるか		

開議の宣告

議長（佐々木良一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会平成27年12月会議を開会いたします。

現在の出席議員は14名全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名について

議長（佐々木良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、8番、沼田議員、9番、板垣議員を指名いたします。

諸般の報告について

議長（佐々木良一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

小松委員長。

議会運営委員会委員長（小松 晃君） 議会運営委員会の所管事務調査を読み上げて報告させていただきます。

所管事務調査報告書。平成27年12月15日。洞爺湖町議会議長佐々木良一様。議会運営委員会委員長小松晃。

本委員会は、所管事務調査のため委員会を開催しましたので、その結果を報告します。
記。

- 1、調査事項、洞爺湖町議会平成27年12月会議の運営について。
- 2、調査日、平成27年12月8日、火曜日。
- 3、出席委員、私、岡崎副委員長、越前谷委員、五十嵐委員、七戸委員、大西委員。
- 4、委員外として、佐々木議長、下道副議長の出席をいただいております。
- 5、説明員は、森副町長。
- 6、結果、洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会平成27年12月会議について、本委員会を開催し議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間については、12月15日から12月17日まで。

審議日程については、裏面のとおりですので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

議長（佐々木良一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から17日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

行政報告について

議長（佐々木良一君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 平成27年12月15日、洞爺湖町議会平成27年12月会議、町の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うにようありがたく受納いたしました。

一つに金員の寄附でございまして、洞爺湖町泉34番地1、土井鉄雄氏、金額1万円でございます。

二つ目に、これも金員の寄附でございまして、個人、匿名を含む498件、総額で1,056万円でございます。

二つ目に、台湾プロモーションの参加についてでございます。

洞爺湖温泉観光協会主催による台湾プロモーションに、11月8日から11日までの日程で、洞爺湖町及び壮瞥町の両町長、観光協会長、洞爺湖温泉旅館組合長並びに観光事業者の総勢19名が参加し、トップセールスを実施してまいりました。

台湾は、洞爺湖町への宿泊入り込み数が平成9年の調査以来、国別でトップを走り続けていることから、昨年に引き続きプロモーションを実施するもので、台北市では、洞爺湖周辺地域への旅行を企画している担当者を対象としたプロモーションと大手旅行会社社長への表敬訪問を行い、台北市及び高雄市での両市で大手旅行会社と懇親会を実施し、今までのお礼と今後の誘客について話し合いを行い、今後とも変わらぬ誘客が見込まれる手応えと閑散期となる冬期間の集客につながることを期待できるプロモーションとなりました。

今後も、関係機関と連携し、海外旅客誘致に取り組んでまいります。

三つ目に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については、省略させていただきます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 以上で、行政報告を終わります。

報告第5号の上程、報告、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第4、報告第5号総務常任委員会所管事務調査報告についてを

議題といたします。

総務常任委員会からの報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

五十嵐委員長。

総務常任委員会委員長（五十嵐篤雄君） 読み上げて報告をいたします。

所管事務調査報告。

平成27年12月15日。洞爺湖町議会議長佐々木良一様。総務常任委員会委員長五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告いたします。

所管事務調査その1。

1、調査日、平成27年10月9日、金曜日、13日、火曜日、11月18日、水曜日の3日間でございます。

2、出席委員、私のほか、七戸副委員長、岡崎委員、越前谷委員、高臣委員、立野委員。

3、説明員等でございますが、各小学校、中学校、高等学校につきましては、記載のとおり、校長、教頭でございます。また、四つの保育所につきましては、それぞれの所長が説明員として出席していただきました。行政側からは、管理課の天野課長でございます。

4、調査事項、保育所、小学校、中学校、高等学校の現況について。

5、調査内容、町内の教育施設の調査に際し、事前に質問事項を通知し調査を実施しました。質問事項は以下のとおりです。

次のページをお開きください。

保育所、小学校、中学校、高等学校、それぞれにこの記載のとおり項目で調査を実施させていただきました。

この読み上げは割愛させていただきまして、6番の調査結果を報告させていただきます。

まず、保育所でございます。

項目1についてですが、各保育所とも施設や遊具の不備については、要望どおり対応できており、備品等についても要望し、そろっていて支障は起きていないことから、施設備品に関しては問題ないと思われる。

項目2について、土曜保育の要望に応じて、人員の確保にローテーションを組んで対応している。平日に代休をとれるようにパート対応も行っている。基本的に職員の負担増にならない対応をとっているが、定期的に状況の把握に努め、働くための良好な環境の維持に努めていただきたい。

項目3について、四つの保育目標の達成のために、はだし保育、リズム運動、散歩に力を入れている。保育における事故やヒヤリハットの縮減に努めており、保育士は保育の見直しとともに気になる子どもへの対応について研修に参加している。ほとんどの保育所で目標達成や事故防止の意識が共有されており、町内の保育所はどこでも同じ保育が受けられることがしっかり守られている。この原則を維持しつつ特色を出すことも必要と思われる。

項目4について、各保育所ともチェックリスト等を使い、事故防止に努めている。交通安全については、誕生会、紙芝居、散歩等を通して指導をしている。

保育所は、保護者の送り迎えが基本のため、通園時の危険はないと思われるが、不審者の敷地や建物への侵入には十分な注意が必要である。

その他として、老朽化した洞爺保育所の高校跡地での建設については、建設の時期を示すとともに、施設や整備については、関係者と話し合いの場をつくり進めていっていただきたい。

次に、小学校、中学校についてでございます。

項目1について、施設の老朽化が進んでいることから、設備や備品等で更新や修理の要望が寄せられている。また、学校ごとに要望が異なり、かつ数年来の要望もある。必要性、優先度を考慮し、順次対応すべきと考える。また、場合によっては、教育予算を増額し計画的に要望に対応すべきと考える。

項目2について、電子黒板についてはソフトの対応が難しいことから、利用されていないのが現状である。大型テレビにパソコンを接続したり、投影機を使ってノート、教科書等を拡大して授業の工夫をしている。教師のほとんどが授業にITを活用していると思われるが、学校間のIT授業の情報交換を行い、教科に有効な活用方法を共有できないか検討が必要である。また、費用がかかるが、先進的教育実践の町として、iPadの導入について検討する価値があると思われる。

項目3について、学力状況の把握については、全国学力・学習状況調査の結果の分析で確認をしている。学力調査の傾向はわかるものの、調査対象が小学6年生と中学3年生のため、生徒児童の個別の指導には活用しづらいものとなっており、各学校で独自のテストや指導で学力向上に努力している。洞爺湖町教育改善推進委員会が取りまとめた「洞爺湖町スタンダード10」に基づき、事業の充実・家庭学習の充実、学習環境の整備に取り組んでいる。学校は、知・徳・体を形成する場であり、学力重視ではないが、生きる力の中核となる学力向上に一層の努力をしていただきたい。

項目4について、登下校や放課後の安全については、伊達警察署、自治会、P A等と連携して、安全確保に努めている。各学校の環境や状況に応じて交通指導員の配置、通学マップの作成、異常気象時の連絡体制、不審者情報の配信等を実施している。交通安全も大切であるが、防犯教育の充実の観点からも一部の学校で実施している伊達警察署による防犯講習会を全学校で実施すべきと考える。

項目5について、今年度の教職員は、最小限の体制のため閉校に向けた各種業務について

予算措置も含めたサポート体制が必要と思われる。

項目5については、洞爺湖温泉中学校の件についてだけでございます。

その他、理科の実験等で使用する薬剤の保管について、一層の管理意識を持って行うことの再徹底が必要と思われる。

いじめの報告がほとんどないが、いつ発生するかわからないことから、常に状況の変化を把握できる対応が必要と思われる。

ひとり親世帯の子どもの比率が高い傾向が見られ、同時に就学援助の家庭も多くなっている。現状の把握や家庭との密接なる連絡等を行い、学習への悪影響や不登校へ結びつくことのないようにすることが大切と思われる。

今年度で閉校となる洞爺湖温泉中学校の施設、備品等の活用について、事前に調整、整理をしておく必要があると思われる。

洞爺高等学校です。

項目1について、来年3月31日で閉校することになってはいるが、生徒、職員の安全確保の上から、校舎、寮ともに必要な整備、修繕には十分な配慮をしていただきたい。

次に、所管事務調査その2。

調査日、平成27年11月18日、水曜日。

出席委員、私ほか、七戸副委員長、越前谷委員、高臣委員、立野委員。

説明員等、健康福祉課、皆見課長、石川主幹、鎌田主査。

4、調査事項、介護保険制度について。

5、調査内容と意見、洞爺湖町健康福祉課介護保険グループ職員より、介護保険制度及び第6期（平成27年度～平成29年度）介護保険事業計画の概要について説明を受け、制度の内容や課題について意見交換を行った。

2000年4月、「能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかわる給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度を設け（中略）、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること」を目的とし、介護保険制度が開始された。

その後、3年ごとに制度や保険料の見直しが行われ、第6期に入って制度始まって以来の改革と「新総合事業」が行われることとなった。

その特徴は、利用料2割負担の導入（平成27年8月より実施）、要支援者の保険給付除外（訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行）、特養施設の入居基準見直し（新規入所を原則、要介護3以上に限定）、市町村に総合事業と生活支援サービスを移行（平成29年4月までに段階的に移行）というものです。

こうした改革で、町内でも深刻な問題となっている老老介護や若年介護の負担を軽減し、介護を受けながら、あるいは介護をしながら暮らし続けることのできる社会が実現できるのかが懸念されます。

また、平成29年4月からは、要支援者の訪問介護と通所介護を含めた「新総合事業」が地

域支援事業へ移行することになっているが、支援事業の主体は、町や社会福祉協議会とボランティアに依存し、人材の確保が大きな課題となっている。

いずれにしても、現行のサービス水準を低下させないこと。全ての要支援者に必要なサービスの利用を保障することを念頭に、体制の整備・充実が必要である。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

報告第6号の上程、報告、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第5、報告第6号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会からの報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

大西委員長。

経済常任委員会委員長（大西 智君） おはようございます。

読み上げて報告をさせていただきたいと思います。

報告第6号所管事務調査報告書。

平成27年12月15日。洞爺湖町議会議長佐々木良一様。経済常任委員会委員長大西智。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

- 1、調査事項、NPO法人洞爺まちづくり観光協会の現況と課題について。
- 2、調査日、平成27年11月6日、金曜日、11月30日、月曜日。
- 3、出席委員、私、千葉委員、小松委員、板垣委員、篠原委員、下道委員。
- 4、説明員等、岡崎会長、大西副会長、吉川事務局長、大西洞爺総合支所長、庶務課、天羽主査。

5、調査結果、平成27年4月から10月までのとうや水の駅の入館者数は約10万人で、昨年の入館者数を下回るとともに、特産物などの販売も伸び悩んでおり、売り場のスペースが

限られていることから、品物をふやすことが難しく、工夫に苦慮しているところである。また、洞爺高等学校が年2回実施していた洞爺水の駅での「洞高カフェ」が高校の閉校により来年度からなくなることで、入館者数への影響も懸念されている。

多目的ホールに設置されている水槽については、経費などの面から維持管理が大変困難な状況にあることや当初の目的を果たしており、現施設での今後の利用が見込まれないことなどから、撤去等を視野に入れた早急な整備が望ましい。

また、施設においては、建設から年数が経過しており、改修整備を必要とする箇所が見受けられており、特に多目的ホールのLED化、施設全体の暖房措置などの改善など、長期的な観点からも光熱費等の軽減が図られるよう、計画的な維持管理に努められたい。

裏面を見ていただきたいと思います。

キャンプ場等においては、昨年より利用客が増加しており、利用料による収入が前年比8%の増となっている。

所管事務調査その2。

1、調査事項、JAとうや湖の現況と課題について。

2、調査日、平成27年11月6日、金曜日、11月30日、月曜日。

3、出席委員、私、千葉委員、小松委員、板垣委員、篠原委員、下道委員。

4、説明員等、大内参事、橋堀営農販売部長、黄金崎青果指導販売課長、金子クリーン農業推進課長、高橋農業振興推進課長、大西洞爺総合支所長、農業振興課、杉上課長。

5、調査結果、平成26年のJAとうや湖の全体販売高における洞爺湖町の販売高は、青果指導販売課で72.8%、農産指導販売課では60.4%、畜産指導販売課で13.4%となっている。

平成27年の農産物の生育及び収穫状況については、水稻が例年並みで品質がよく、豆類が倒伏などの影響によりやや不良、馬鈴薯は平年並み、根菜類は平年並みからやや不良、葉物は平年並みとなっている。畜産に関しては、和牛、豚肉ともに販売単価が上昇傾向となっている。

クリーン農業については、多くの農家が生産物の安全、安心な提供に取り組んでおり、第三者認証（YES! Cleanクリーン農業認証農家150戸、エコファーマー認定者数56名）を取得し、その取り組みを拡大している。クリーン農業の推進に取り組む上で、町が実施していた廃プラ対策への補助金などによる支援策が強く求められており、継続的な取り組みとして実施されるよう、町としても検討されたい。

また、JAとうや湖においては、農産物の収量増加などから、現在の多目的貯蔵庫の利用がふえ、その貯蔵容量が不足となってきており、優位な販売、産地形成を進める上で新たな施設の整備を望んでいる。若手後継者や新規就農者などの今後の担い手による農業経営に対する支援は大変重要なものとなっていることから、町とJAとうや湖が連携して、多目的貯蔵施設の整備推進に向け積極的に取り組む必要がある。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思います

が、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

一般質問について

議長（佐々木良一君） 日程第6、一般質問を行います。

本日は、6番、立野議員から9番、板垣議員までの4名を予定しております。

初めに、6番、立野議員の質問を許します。

6番、立野議員。

6番（立野広志君） 6番、立野でございます。

おはようございます。

それでは、これから一般質問を行わせていただきます。

今回、私は3件を取り上げさせていただきます。

1件目は、今、町民の皆さんからもいろいろと質問などの電話をいただく機会も多いのですが、マイナンバーの問題について取り上げさせていただきたいと思います。

マイナンバー制度の仕組みやその危険性などについて、行政としてどういう認識を持っているのかということについて質問をさせていただきたいと思います。

ことしの10月から国民への番号通知が行われておりますが、2013年度成立の現行法の利用対象は、税、社会保障、災害対策に限ったものでした。ところが、さきに行われた国会の中で、改正法が出されまして、メタボ健診や銀行預金口座などにも使えるものとなっております。さらに、今の内閣は、5月29日の産業競争力会議で、医療分野への利用拡大、そして、民間分野での利用加速化などまで指示している状況です。

マイナンバーのそもそもの目的として国民の利便性向上ということを言われていますけれども、実際は、利便性向上ではなくて、国が国民の所得や資産を効率的に掌握して、徴税を強化する、それと同時に過剰な社会保障給付を受けていないかなどをチェックするために行う、このように言っても過言ではないと思うのです。

こうしたマイナンバー制度について、町長は、さきの議会の中で、既に法律で定められた制度であることから、延期や中止を国に求めていく考えはないと答弁されておりましたけれども、そこで、幾つかの問題についてこれから質問させていただきたいと思います。

1番目は、この番号通知が届かず、返送されてくる件数と、その後の対応はどうするのか。また、住民票がないために付番されない人、また、通知カードが本人に渡らないためにマイナンバーがわからない人に対する行政サービスを低下させてはならないというふうに考えますが、この点についてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

今、当町でも、11月に入ってから、番号の通知カードが各世帯に配付されております。聞くところによれば、配達ができずに戻される、それは相手がない場合であったり、受け取りを拒否する方もいるようですが、いずれにしても、そういった状況もあるようです。それ

らの状況も踏まえて、お答えをいただきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

総務部次長（澤登勝義君） まず、通知カードの返送件数ですが、これは12月4日の集計ということで述べさせていただきたいと思います。

当町においては、送付通数が5,083通、そのうち返送されている通数が565通ということで、全体の11.1%という数字になっております。

また、返送通数の565通の、うち再送付済みが92通、これによって現時点では全体の9.3%を保管している状況にあります。未送分につきましては、随時対応しているところでございます。

また、受け取り拒否の通数については14通、このうちの5通につきましては受け取っていただいたという状況でございまして、受け取り拒否に対する処理につきましては、職員が出向きまして、その拒否内容を確認するというようになっております。

そのときに、丁寧な説明を行うこととして受理いただけるように働きかけるということでございまして、このときは、強制ではないということの理解を求めて、一人でも多くの方に通知カードを取得していただきたいというふうに取り組んでいる状況でございます。

次に、10月5日の基準日で、現在の住民登録をしている住民に該当者がいない場合の処理についてでございます。

10月5日以降に転居、移動している方、これは町内及び町外と、もう一つは、郵便局に転送届け出を出している方が届いていないということは、封筒自体が転送不要ということでこういう事象が発生しているということです。もう一つは、居住実態のない方、このように分かれるかと思っております。

まず、11月5日以降に転居、移動している方につきましては、町内移動については広報でも周知しており、現在、問い合わせ、それから、直接、役場窓口で事務手続をしていただいて、お渡しをしているところです。それから、町外への移動の方につきましては、町外市町村への移動届けの際に、移動地からの問い合わせなどにより処理を進めている状況でございます。

それから、郵便局に転送届け出を出している方については、転送不要とした簡易書留であるため、届いていない等の問い合わせが来ております。これは、住民課窓口に来ていただきまして、所定の手続、住所変更届、通知カードの新たな住所記載などの処理を行ってお渡ししている状況でございます。

なお、洞爺総合支所及び温泉支所につきましては、通知カードが保管されておりませんので、各支所で受け取る場合につきましては、事前に連絡をいただきながら、各支所と連携を図って、支所のほうでもとれるように対応するというように進めております。

最後に、居住実態のない方についてでございますが、郵便局から返送された日から3カ月間の保管期間を経て国に返還登録をした後、廃棄することとなっている状況でございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 今説明いただきましたら、5,083通送ったものに対して、現在473通の交付がまだできていない、要は戻ってきた分も含めて473通あると。全体としては、9.3%が未配の状態にあるということですね。これは、きょうのNHKのニュースでも言っていましたけれども、全国的にも未配が1割近く出てきているということです。

今、そういった未配についてどういうふうに対処するかということで3点ほど説明をいただいたと思うのですが、それぞれの該当する件数はわかるのでしょうか。

議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

総務部次長（澤登勝義君） 通知書の返送分については、その家庭の事情までは把握できない状況でございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） わかりました。

いずれにしても、法律上は、来年の1月からもう始まるということです。そういう中であって、もう12月の半ばになるわけですが、番号通知がまだ届いていないところも実は出ているということです。こうなりますと、頑張っているのしょうけれども、来年の1月1日に全町民にこれが通知し終わるのかどうか、非常に疑問になります。

次に質問しますけれども、そうすると、こういう通知が届かないという問い合わせがあればまだいいのかもしれませんが、さまざまなことでマイナンバー制度そのものがまだよく知られていない。マイナンバー制度で、例えば、番号通知の受け取り拒否をするなどという方もいるわけです。

しかし、このマイナンバーは、番号通知の受け取り拒否をして、もし何かに番号を書かなければならないことが起こったときには、今度は自分ではそれがわからないわけですから、いろいろと不便もあるのだらうと思います。問題は、番号通知を受けた後に、改めて今度はカードをつくるというときに、カードはあくまでも任意なのだ、これは絶対つくらなければいけないものではないということも含めて、行政側が町民に対してきちんと説明されているのかどうかということも疑問です。

いずれにしても、番号通知のこと、その後に作成するかどうか任意になっているカードについて、そして、その取り扱いや情報がどのように守られるのかということを含めて、町民の皆さんもいろいろな疑問を抱いておられると思いますし、私のところにも何件かご相談で電話をしてこられた方もいます。やはり、行政がそういった方々の窓口として問い合わせにもきちんと答えられるような対応をしていくべきだらうと思うのですが、今はどういうふうになっていますか。

議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

総務部次長（澤登勝義君） 窓口対応のご質問でございます。

まず、本庁窓口の対応といたしましては、問い合わせの内容にもよりますが、現在、一般的な問い合わせとして一番多いのは、通知カードが届いていないということと、マイナンバーカードはつくらなければならないのだらうか、これは強制なのだらうか、それから、どの

ような場面で必要とされるのか、以上のような内容になってございます。

通知カードが届いていない方につきましては、返送通知を確認してお渡しをしているところでございます。そのときには、住所変更の届け出が必要な方については、手続きをしていただくなどの処理をしてお渡しするという事です。

それから、マイナンバーカードをつくらなければならないのか、強制かという問い合わせの方につきましては、今、立野議員がおっしゃいましたように、強制ではないことを説明しながら、本人の意思を確認しながら、なるべく多くの方々に取得いただくように努めているところでございます。

それから、どのようなときに必要とされるのかという問い合わせにつきましては、その方がどのような環境におられるのかによって説明等の趣旨内容が変わってくるかと思っておりますけれども、丁寧な説明をもって理解いただくように対応しているところでございます。

また、洞爺総合支所と温泉支所窓口の対応としましては、問い合わせに関する対応のほか、通知カードを本庁にとりに来なければならないという保管のほうの状況の中での対応ということになってございまして、事前の予約等をもって各支所の職員がとりに来ていただくことで、各総合支所、温泉支所のほうでも受け取るように随時対応しているという状況でございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 先ほどの1番目の質問でもう一件聞こうと思っていました。

実は、これも町内であるのかどうかということの確認ですが、例えば、DV被害者、あるいは、介護施設入所者、住所不在者、住所不定者等々、いろいろな事情があると思っておりますけれども、例えば、本人以外には居住地を通知してほしくない、こういうような場合もあるのだと思うのです。そういうようなことも含めてきちんとそれが守られるような対応をしているのかどうかということです。

それから、結局、473通がまだ未送付なのですね。これが今月中に終わる見込みがあるのかどうか、その辺をもう一回お答えいただけませんか。

議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

総務部次長（澤登勝義君） まず、住民票がない方のパターンがございまして。その内容的には、例えば長期海外出張されている方とか、本人について遠洋等に行かれているような方々もおられるかと思っております。こういう方々についての対応としては、住民票については、帰国されて居住する場所が定まったときに住民登録をしていただくことになってございまして、そのときに合わせて通知カードの申請をしていただいで手元に届くような事務処理になるかと思います。

また、これについては、申請時、赤ちゃんが産まれたときも新たな番号が付番されることになりますので、こういう方々についても同様の扱いということになります。

それから、もう一点のやむを得ない理由ということで、DVなどいろいろな事情により通知カードを受け取れない方についての対応でございます。

まず、我が町内においては、いろいろな施設関係に入所されて住民票と異なるところにいらっしゃる方々もおられましたので、これについては、7月から居所情報登録申請により居住地とは違う病院とか各利用施設のほうに転送していただくという取り組みを9月25日まで行っている状況でございました。

また、この取り組みについては、周辺自治体も同じような取り組みを実施しておりますので、こちら辺については、行政間で連携しながらやっている状況でございます。

12月7日現在の数値になりますけれども、今言いました居所情報登録申請を行っている方は79名いらっしゃいます。

次に、DV、ストーカー行為等についての対応でございますけれども、これも同じように、居所情報登録申請について、ストーカー関係については当町においては実績がない状況でございます。ひとり暮らし、それから、医療機関や施設等に長期の入院、入所されている方については73名、また、海外などに長期勤務や旅行などによる方が6名という状況でございます。

それから、返送された全体の部分で12月中に完了できるのかということですが、今月いっぱい、いろいろな問い合わせの状況を踏まえて、残った通数については、年明けに対応していかなければならないという考え方でございます。

現在も、日々、問い合わせがあるということと、窓口に来られている方々もいらっしゃいますので、ある程度落ちついた段階での残数に対する対応を考えていきたいと思っております。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） ありがとうございます。

丁寧な説明をいただいているため、時間がかかり速く進んでしまっているのでは、はしょっていききたいと思います。

次の3番目の質問は後に回させていただきまして、4番目の質問をさせていただきたいと思えます。

マイナンバーカードの取得をめぐる、不正取得や偽装、偽造、あるいは成り済ましなどの犯罪の危険性に対する対策防止ということで、当初としてはどういう対応を考えているのか。時間が余らないので、手短かにお願いします。

議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

総務部次長（澤登勝義君） 不正取得防止につきましては、カードの申請をしていただいて、発行時に窓口で顔認証システムというものが国から配布されることになっております。当町においては、本庁の住民課、洞爺総合支所のこの2カ所に設置することとしております。

カードの交付については、事前に申請したときに、交付通知書が本人に渡ります。本人確認のために交付時には顔写真を掲載した免許証とかパスポートのいずれか1点、もしそういうものがない方々については、身分を証明できるものの健康保険証とか年金手帳の2点によ

り確認して交付するとしてございます。このときに、通知カードが不要になりますので、交付通知書とともに回収して交付していくという手順でございます。カードの不正を防ぐため、そのような本人確認をとりながら進めていくこととなってございます。

以上です。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） この不正取得防止については、この後の情報管理の中でも改めてお聞きしたいと思いますので、次の項目に移りたいと思います。

例えば、このマイナンバーが実際にどういうものに使われていくのかということについて、一般的ことは報道などもありますが、社会保障と税の分野と防災関係という3分野について、当面、利用していくのだとなっておりますが、今、さらにこれを拡大していくということで、現に法改正も行われ、その準備が進められているわけです。

例えば、国民年金の申請手続、高額医療費の申請、生活保護や扶養手当などの福祉分野での活用、あるいは、預貯金口座へのマイナンバーへの付番、健診、予防接種等の情報共有、どういう方がどういう健康状態で、その健診の結果はどうなっているのかという情報まで、このカードをつくれればその中に情報として書き込まれていくということも考えられているようです。

いずれにしても、本来、こういうものがどんどん広がらないことが必要なのではないかと思うのですが、現在、マイナンバーの記載が求められる内容として、どういうものを想定していますか。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） どんな書類にマイナンバーの記載が求められるのかというご質問でございます。

個人番号の利用範囲につきましては、番号法別表第1に掲げております社会保障、税、災害の分野にかかわる事務や条例に基づく独自利用の事務で活用が行われることとなります。

具体的には、例えば、児童福祉関係では、児童手当認定請求書や児童手当現況届け出など、介護保険関係では、介護保険負担限度額認定申請書など、また、国民健康保険関係では、資格取得の届け出書や受給者証の交付などでございます。また、税関係につきましては、確定申告書や住民税申告書など、主に申告書に個人番号の記載が必要となっております。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） そこで聞くわけですが、これら主に3分野の範囲でということを示されているわけですが、これらの申請をする場合に、マイナンバーは必ず通知しなければならないのか、あるいは通知しなくても手続としては成り立つのかどうか、この点についても一度確認します。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） マイナンバーの提示などの関係でございます。

まず、申請に当たりまして、その個人番号を記載していただくような形になります。それから、番号法第16条で本人確認の措置というものがございます。本人から個人番号の提供を受けるときには、本人であることの確認をしなければならないことになっております。これにつきましては、他人の個人番号を告知して、成り済ましの行為を防ぐためでございます。また、マイナンバーの記載と提示が必要な手続きにつきましては、一覧表やマイナンバーの提示についての周知を1月号の広報やホームページに掲載することにしております。

それから、マイナンバーを提示しなくて、書類を受け付けられるかということでございますけれども、まず、マイナンバーの個人カードまたは通知カード、それから、住民票に個人番号を書いた住民票を発行することができますので、それを添付または提示していただくような形になります。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 質問の意図がわかっていなかったようです。

要は、マイナンバーの番号をこれに書き込んでくださいと言われたときに、それを書き込むのは嫌だということで拒否したら、申請書類の受け付けができなくなってしまうのかということ聞いたのです。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 申請書などに個人番号の記載を拒否した場合でございますけれども、この制度につきましては、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、住民にとっての利便性が高く、公平、公正な社会を実現するためのインフラ整備であるということを目指しております。これにつきましては、法律の規定により個人情報記載が義務づけられている書類については、個人番号を記載していただく必要がございます、そのことを住民に丁寧に説明して理解を求めなければならないこととなっております。それで、どうしても記載されない場合につきましては、最終的には記載されないことをもって申請を無効とするということではなく、無効ではないのですけれども、事務的に手続的にはできることとなっております。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） そこを知りたかったわけです。つまり、マイナンバーの提供、例えば申請書類などへの記載を拒否した場合、これは罰則がないのです。ご存じですね。罰則がありません。番号の記載は、制度では義務づけていますけれども、罰則がない。同時に、それで申請書類は受け付けないのかということそうではなくて、自治体などは番号を申請書に書き込んでいただかなくても、本人の提供がなくても付番機関から、直接、番号の提供を受けて利用できる仕組みになっているでしょう。ですから、今度は本人が番号を言わなくても行政が調べるのです。調べてそこに番号を書き込んでしまうわけです。ですから、実は、本人の意思に関係なくマイナンバーはどんどん使われていくのです。書類そのものも、申請のときに番号を直接書かなくても受け付けなければならないのです。その際に本人確認をするには、従来の方法でもって必要な証明書等を提示すればそれを受け付けますよとなっているわ

けです。

その点をきちんと理解していないと、今のような課長の答弁を聞いていたら、やっぱり書かないとだめなのかなというふうになってしまいます。それは、書くことが義務になっているけれども、嫌だという人もいるわけです。しかし、行政としては、そういう人については、まず前提はこの趣旨をちゃんと説明しなさいとなっているのです。説明して、番号をなくしたのか、どうしたのか、その理由を明確にした上で、付番機関というのは、本人からの提供以外に、付番機関である地方公共団体情報システム機構というところから番号の提供を受けることができるのです。ですから、自分たちが意識しなくても、どんどん番号が広がっていくということなのです。その点をしっかりと理解しているかどうかということを知りたいのですが、よろしいですか。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 個人番号の申請書に記載するものにつきましては、議員がおっしゃるとおり、まず必要であるということを説明いたしまして、それでもどうしても記載をしていただかない方につきましては、先ほど言われた付番できる方法がありますので、そのように進めていく形になります。

議長（佐々木良一君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） 今の関係でございますけれども、拒否と番号自体がわからないという状況もあるかと思っておりますけれども、こういう場合に限りましては、立野議員がおっしゃったように、法で定められた三つの分野の状況につきまして、個人利用の義務に必要であるという場合につきましては、地方公共団体情報システム機構から個人番号を含む情報をとることができることとなっております。

ただ、先ほども申しておりますけれども、記入しなくても罰則はない状況でございますけれども、これ自体は既に法令で定められた義務でございますので、私ども等がしっかりと説明した上でできるだけ付番していただく、記入していただくという形で進めていきたいと考えているところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 例えば、これは通知カードなら紙のものですから、それ以外のものは何も書いていないわけです。ところが、ICチップが内蔵されている写真付きの個人番号カード、俗にICカードなどとも言っているようですが、この所有については強制ではないということが先ほどの説明の中でも明らかになりました。紙製の通知カードに運転免許証や健康保険証等を組み合わせれば、従来どおり、身分証明はできるようになっています。ところが、ICカードについては、紙製の通知カード以上に個人情報の流出の危険を伴うものだという認識を持っております。

そういう中で、マイナンバーの利用が拡大すればするほどリスクもふえるので、マイナンバーの町の利用範囲は最小限にとどめるべきではないかと思いますが、その点について町長の認識を伺いたいと思います。

特に、情報の漏えい、不正利用などによる個人のプライバシーなどが一度侵害されると、拡散したり、情報をすべて消去、修正することは困難でありますから、その回復は容易ではありません。特に、共通番号にひもづけする情報をできるだけ限定すること、それから、個人情報管理が適切かどうかを常に検証するということが扱う者として大事だと思うのです。

きょうのニュースを聞いてびっくりしましたが、例えば、大阪の堺市は、有権者名簿が58万人だったと思いますが、一般の部外のサーバーにデータが入っていて、誰でも見ることができる、そんな中身だったという話がありました。結局、扱っている職員がそういう行為をしているわけです。だから、どんなに情報管理をしようとしても、情報というのは漏れるものだという認識に立っていかなければいけないだろうと思います。

そういう意味からも、これは利用範囲を最小限にとどめる、そして厳格に行うということが大事だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

町長はお答えいただけますか。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） マイナンバー制度の運用、特に住民への交付につきましては、慎重にも慎重を期してということは十分職員に言わせていただいているところでございます。また、それを扱う職員等々についても、今、総務課が窓口、そして、交付の関係については住民課が窓口、また、洞爺の総合支所窓口、温泉支所の窓口、ここら辺の連絡調整は、今、総務部長が中心になりまして調整をとっていただいておりますけれども、まずは、住民の皆様がマイナンバー制度を十分に理解していただく、このことをやはりしっかり認識してもらわなければならないだろうと思います。

今、調整懇談会、あるいは自治会連合会の研修会、いろいろな場面でお話をさせていただいておりますが、必要であれば町民の皆様からの要請によりまして、私どもが出向いて、小さな会合でも結構ですから、その場で説明をさせていただきますということもやらせていただいております。

そういうことを積み重ねながら、やはり住民の意識拡大も図っていかなければならないだろうと思います。あわせて、取り扱う職員の資質向上ももちろんでございますけれども、ここら辺の認識、情報漏えいの認識、これをしっかりと立てていかなければならないだろうというふうにも思っております。そのための勉強会を何回もやっていただいておりますが、今後もそれは続けてまいりたいと思っております。

ただ、その情報を国のほうに、例えば、今言われております社会保障、税、あるいは災害時に使うのだ、さらに、いろいろな面で拡大解釈が出てきているようでございますけれども、今、議員がおっしゃるようなリスクを最小限にとどめるようなことも念頭に置きながら運営を進めていかなければならない、そういう意識でやっているところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 情報を管理する上で、どういうリスクが考えられるのかということに

ついて、マイナンバーの番号通知をする前に、行政の中でそのための検討をしっかりと行うことが必要だということで、特定個人情報保護評価というものが番号法の第26条、27条の規定に盛り込まれています。

当町としても、マイナンバーを扱う上で、どんなリスクが考えられるのかということをしかりと分析して、それも、単に行政内だけではなくて、町民にも意見を求めて、情報保護評価というものを策定するというようになっておりますので、ネットでも意見を募集するということがやられているようではありますけれども、そういうことをやっていることが町民にもよく知られていないようです。

ですから、それが情報管理として本当に十分なものなのかどうかということが心配されます。特定個人情報保護評価の中には、特にプログラミングの前に実施すること、それが原則だということで、例えば行政においては、基礎項目評価書あるいは重点項目評価書などをつくることになっていきます。これをつくる段階においてさまざまな意見を求めて総合的に判断していくとなっているわけですが、残念ながら、その議論は十分されているのかということも大変疑問なところです。これはどのようになっていますか。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 特定個人情報保護評価の関係でございますけれども、これにつきましては、法定受託事務でございますが、例えば、個人住民税に関するものとか、住民基本台帳に関する事務などの16事務につきまして、個人情報保護評価をしまして、それを保護審査委員会に提出し、町のホームページに掲載して公表を行っているところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） はっきり言いまして、現在の特定個人情報保護評価というのは、マイナンバー制度の実施に当たって、個人情報保護措置の柱の一つとして導入されたものですが、経過措置など、最初から原則に基づかないこの評価を認めているだけでなく、法律の規定にさえ基づかない安全性、信頼性を担保するに欠く自己チェックにすぎない制度になっていると私は指摘せざるを得ません。これでは、住民の求める個人情報保護を担保できないのではないかというふうに思うわけでありませう。

この件でまた繰り返し言いますと時間がかかりますので、次の質問に移ります。

マイナンバー対策にかかわる公共団体だけではなくて、一般事業者の人たちについても、財政的な面も含めて大変な負担になってきています。いろいろなまちの取り組みなどを見ていきますと、それを設備投資のための資金援助として自治体が企業に対して融資をしているところもあるそうです。いずれにしても、企業の準備完了状況はまだ3%程度にしかなくなっていないという報道ですが、大企業に比べて中小零細企業の場合は、こういうシステムそのものを導入するのが大変だという状況もあるようです。何らかの支援を考えているのでしょうか。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） マイナンバー対策に係る中小企業、事業者への支援でございま

す。

マイナンバー制度につきましては、企業においても給与所得の源泉徴収票の作成や社会保険料の支払いや事務手続などにおいて個人番号の取り扱いが必要となり、マイナンバー制度の円滑な対応に向けた準備を行う必要がございます。

また、民間事業者におきましても、特定個人情報の適切な取り扱いが求められておりまして、国におきましては、ガイドラインやQ & Aなどの公表などを行っておりますけれども、当町におきましては、商工会を通じまして説明会や相談などの協力依頼、また、町といたしましても情報の提供や番号制度全般の相談など、企業に対しまして支援を行っていきたいと考えているところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 講習会や研修会などについては事業者団体と協力してということですので、そうすると、町独自に何らかの支援というのは今のところ考えていないのですか。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 町としては、今のところ、そういう支援は考えていないところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 今の事業者の状況を把握していますか。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 事業者の状況については把握しておりません。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 事業者の状況を把握できていないから、当然、どんな支援が必要なのかということがわからないということもあるのだらうと思います。初めから財政的負担になるような支援はできないということを考えていれば、当然、そんなことを聞く必要もないのだらうと思います。ただ、私も二、三の事業者からしかお聞きしていないですけれども、まず、制度そのものがよく理解できていません。それから、単に給与だけではなく、働いている労働者だけではなく、その家族についても、番号通知の内容について把握していなければならないし、雇用保険、労災保険、健康保険などさまざまな労働保険関係についても取り扱いが求められてくるということです。

ですから、どうしたらいいのかという深刻な声を伺うこともあります。来年の1月から給料を払うときに、そういった取り扱いが求められてきて、さらに年度末は申告の時期でもありますので、そういった申告の仕方についてもあるということです。

例えば、行政側がそういう事業者の問題を把握しながら、商工会なり産業団体なりと協力し合って、それに対する相談窓口を設けるとか、個別の支援や設備投資のための資金援助等も含めて考えると、積極的な対策を考えていくべきではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（佐々木良一君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） 残念ながら、今、町として事業者等の状況を把握していないところですが、この後、商工会のほうで説明会を開く予定となっておりますので、その上で、商工業者等からの疑問等があれば把握した上で、その後の対応を考えていきたいと思っております。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） それでは、マイナンバーについての最後の質問になります。

先ほどの説明や質疑の中でも明らかですが、マイナンバー制度が実施されなくても住民生活に何らふぐあいはないのですね。今の準備状況を見ても、制度を根本から見直し、制度の凍結あるいは中止を求めるとするのは、まず行政の姿勢として必要なのではないかと私は思います。

実は、前回の答弁の中でも、情報を分散管理するから、情報の漏えいは極力起こらないというような答弁もありました。実は情報をお互いに、例えば行政間でもやりとりする場合に、中間に情報をためておく中間サーバーが設置されます。全国に2カ所あるのですね。そこを通じて、例えば部外に必要な場合は情報も提供することになっているのです。ですから、そこのサーバーから情報が漏えいしていけば、直接、町からではなくても、この町の情報、住民の情報が流れていく可能性も十分あるわけです。そして、共通番号で寄せ集めていけば一つの情報として大きなものになっていくということですから、はっきり言えば、100%、情報漏えいを防ぐ安全なシステムの構築というのは今は不可能ですし、意図的に情報を盗み取る人がいる限り、これは大丈夫だということは決して言えることではないです。

そして、先ほども言いましたけれども、一度漏れた情報は、流通し、売買の対象とされ、それが繰り返し使われていく可能性もあるわけです。ですから、とにかく情報は集積されるほど利用価値が高くなり、それだけに攻撃されやすくなるという内容でもあります。

そういった点から考えますと、これは行政としても根本的な見直しを求めていくという姿勢が必要なのではないかとと思うのですが、最後に町長の意見をいただきたいと思っております。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） マイナンバー制度は、主に社会保障あるいは税の効率化、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤を目指すということでできた法律というふうに理解しておりますが、まだまだ住民の皆様にはそこら辺のことがしっかり理解されていないのだなという部分は否めない事実として持っております。そのために、町は、住民の皆様をしっかり理解をしていただくような方策をこれからもとっていかなければならないだろうと思っておりますのでございます。

また、今、立野議員がおっしゃったとおり、現在の世の中には、これらを悪用する、よからぬ人もいるということで、そういう対策もしっかり国に求めていかなければならないと思っております。

公平、公正な社会を実現するためにできたマイナンバー制度でありますから、その辺はやはり国のほうにもしっかり対策を講じてもらわなければならないというふうにも思っております。

ます。ただ、私もそれを取り扱う側としては、しっかりした対策といたしますか、一人一人が自覚しながら、今まで以上に気を引き締めてその任に当たらなければならないというふうに思っております。

今、この法律がスタートしたばかりでございます、それらの関係から、町として国に対してどうのこうのということではなく、国のほうにこれらの作業がスムーズにいくようにしっかり要望してまいりたいと考えております。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 今の町長の答弁を伺っていると、公平、公正な社会を築いていくためには、国がいうようにマイナンバーは必要なのだということと、住民がこのことについて十分理解されていないということを最初に述べられました。情報管理をどうするかとか、情報の流出の問題について懸念するということより、むしろ、そちらのほうに先に心配の種のようなのですが、私は決してそうではないと思います。いずれにしても、こうやって情報の集積を極力減らしていくということを行政としてやらなければならないのだろうと思います。

この後も条例改正等が出てきますけれども、そういったことも含めて、極力、マイナンバーを利用しなくても手続等ができるような状況にしていくということが首長の姿勢として必要なのではないかとということをお話して、次の質問に移りたいと思います。

議長（佐々木良一君） 立野議員、質問の1番は終わりますか。

6番（立野広志君） はい。

議長（佐々木良一君） それでは、ここで休憩をいたします。

再開を11時30分といたします。

（午前11時21分）

議長（佐々木良一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時30分）

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） それでは、2件目の質問に入ります。

環太平洋経済連携協定、TPP交渉が大筋合意を得たと報道されていますが、TPPの大筋合意の内容というのは、全体について、詳細にはまだ何も示されていない中で、町内の関連産業にどのような影響があるのかということなどについてお聞きするのはなかなか難しい面があるのかもしれませんが。

ただ、10月5日の交渉を大筋合意したという後に、その内容について次々と小出しで発表されるということで、全体像が幾らか見えてきていますが、細部にわたってはまだ示されていないという状況です。こうすることで、内閣官房TPP政府対策本部から、TPP協定の概要ということで、特に重要5品目、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、あるいは甘味資源作物の交渉結果などを明らかにさせたのに続いて、工業製品、農林水産物分野も含めて、今、

次々と追加発表を行って、そういう中で幾らか全容が見えてきたのかなという状況です。

これについて、まず、この内容や当町の経済に与える影響をどの程度を認識しているかということについてお聞きしたいと思います。

議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

農業振興課長（杉上繁雄君） それでは、私のほうから農業関係についてお答えしていきたいと思います。

先ほど議員がおっしゃいましたように、10月5日にアメリカのアトランタにおいて開催された環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP交渉おきまして大筋合意に至ったということで閣僚声明が発表されております。

とうや湖農協におきます洞爺湖町の農産品の取り扱い量の関係でございますが、米、麦、てん菜などにつきましては1万6,833トン、金額にして1億8,011万円、豆類につきましては531トン、1億5,438万円、生乳、畜産物につきましては2億9,427万円、野菜などの青果につきましては1万4,414トン、16億2,761万円となっている現状でございます。

当町に与える影響の分析につきましては、金額的な影響につきまして、まだつかみ切れていない現状にありますが、関税の撤廃や引き下げによりまして、一部の高級品を除き、品質格差のないものにつきましては、価格低下が懸念されておりますことから、農業経営に与える影響は少なくないものと認識しているところでございます。

議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） TPP交渉の大筋合意をされたということでございますが、合意の内容もわかりづらく不十分なところもあり、今後、具体的な内容が示されてくると思えますけれども、農林漁業者や商工関係者には不安な部分があるだろうと思っております。

私からは、まず、水産関係でございますが、当町の基幹漁業でありますホタテ貝に対する影響でございます。

現在、いぶり噴火湾漁協におけるホタテ貝については、大部分が中国、韓国、アメリカに輸出されておまして、中国と韓国には原貝が輸出されておまして、アメリカには玉冷貝が輸出されているというところでございます。漁協などへも確認したところ、あくまでも推計でございますが、輸出貝につきましては8割程度、国内向けにつきましては2割程度でありまして、輸出の比率につきましては、中国の8割、韓国の1割、アメリカが1割程度ではないかと推計されているところであります。

現在、このようにTPPの参加国でない国へ大部分を輸出している状況でありますけれども、輸出先の国内情勢によっては需要が大幅に低下し、輸出量も大幅に減少するおそれがあるというふうに考えております。また、国内全体における輸出貝につきましては、現在のところ少ない状況ではありますけれども、今後の状況によっては、少なからず輸出貝の影響を受ける可能性があるかと認識しております。

また、商工関係についてでございます。

加工食品でございますが、輸入原材料を用いた加工製造を行っている事業所につきまして

は、関税が撤廃されれば、仕入れなどのコスト削減につながる部分もあるというふうに認識をしておりますけれども、合意内容には時間をかけて関税削減や輸入枠の増などということもございますので、長期にわたりさまざまな影響が懸念されますし、地方では実際にどんな効果、影響があるか不透明な部分もございますので、決して楽観視できない状況であるというふうに思っております。今後も、水産、商工ともにこれらの把握に努めていきたいと思っております。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 今、農業、そして漁業、また、商工の関係で、どういう影響が想定されるかというお話の説明をいただきました。

今、特に大筋合意ということになっておりますけれども、日本の政府、あるいはマスコミ関係でも比較的多いのですが、TPP交渉があたかもこれで決着がついたかのような報道なのです。実際はそうではないのだということもぜひ受けとめていただきたいと思います。

現在の段階は、はっきり言えば、秘密裏に行われた交渉の結果であって、協定案がようやく発表されたという段階です。ですから、関係国での国民的な議論、国会での承認や批准というのもこれからなのです。ですから、これがなければTPPは発効できないということなわけです。大筋合意と言いながらも、日本の場合も、この先、国会での議論があり、最終的には批准もしなければいけません。アメリカでも、このTPPの内容に対しては、反対の国内世論があるのだそうです。どこの国もこれからということで、日本の場合は、来年の7月の参議院選挙の直前に批准できるのではないかという日程のようであります。

ですから、TPPの合意内容、大筋合意といっても、これが絶対に不動のものだということではないということを前提として、行政としてもこれからの対応を考えていただきたいと思います。

先ほど、影響についてお話しいただきましたが、TPPで関税撤廃される主な農林水産物とその時期についても明らかになってきていました。野菜関係あるいは果物なども3%から、多いところは18.5%までの関税がかかっているのですが、それがほとんど即時撤廃というようになっています。畜産物でいいますと、鶏卵、鶏肉、牛タン、牛内臓等々、これらは10%台の関税になっていますが、大体10年から11年の間に関税を撤廃するという内容であります。

水産物で当町において関係があるのはホタテでしょうけれども、これはTPPに交渉参加していない国への輸出ということで余り影響がないのではないかとされていますけれども、そのほかの細かなものについても、関税がほとんど即時撤廃されるような状況になっていきますし、加工食品も10年以内には撤廃されるということです。当町の名物であるワインも、今、原則15%だそうですが、8年の間にこれを撤廃するというようになっています。

これらの関税が次々と撤廃されていけば、当町のこういった産業にかかわっている事業者の人たちにとっても、この先の営業に大きな不安を抱かざるを得ないだろうと思います。その点で、こういった大筋合意をしたというこのTPPの問題ですけれども、今後、町として

は、これについてどういうふうに対処しようとしているのかということについて伺いたいと思います。

議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

農業振興課長（杉上繁雄君） 今、立野議員がおっしゃったように、国から次々と情報が出てきている状況でございます。そこら辺は十分に検討していきたいと思います。また、11月には、道によります大筋合意に伴う北海道への影響の中間取りまとめが発表されております。その内容を当町の主要作物に当てはめてみますと、てん菜の生産振興対策への影響、また、野菜については、加工・業務用の輸入野菜が増加するなどの懸念、さらに、最も価格の低下が見込まれる肉類の中で牛肉については、輸入牛肉の価格が低下することにより、肉質面で競合する乳用種、牛肉の価格低下、豚肉については、低価格部位の輸入増に伴う価格の低下などの懸念が示されており、中長期的に見ても影響は少ないものというふうに認識しております。

また、11月25日におきましては、国から総合的なTPP関連政策大綱が示されまして、農家の収入減少を補填するさまざまな対策を図り、農業に与える影響を最小限にとどめるとしております。詳細についてはこれから示されると思いますが、当町としましても品目ごとのどのような影響があるのか、今後も関係機関と協力しながら情報収集と調査に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 地域の方の声を集めてみようと思っていたのですが、残念ながらJAの組合長にお会いする時間がとれなかったもので、ここで飛田JA北海道中央会会長が大筋合意について述べられたコメントを紹介したいと思います。寝耳に水だった、議論もないままだまし打ちに遭ったようなもので、非常に不快感を覚えると、10月28日の記者会見でこう述べられております。

それから、道内の農業関係者の記者や研究者ら60人でつくる北海道農業ジャーナリストの会が緊急声明を発表して、交渉内容を国民に一切秘密にして、民意を反映する機会をほとんど与えないまま、政府と一部の企業だけで国際合意したことに強く抗議するという抗議声明を発表いたしました。

いずれにしても、町長は、よく当町の産業を飛行機の胴体と両翼に例えてお話しになりますが、その両翼、いわゆる農業や漁業を初めとする羽がなければ飛行機も飛べないわけです。必要なことは、農業分野では、中山間地域を含めて地域農業が成り立つ状況が拡大することに力を入れるべきでありますし、農水産物の販路拡大や加工などに農協、漁協、生産組織が取り組める条件の拡大、機械や資材の価格の引き下げとか、共同利用への援助などを農・漁業者の所得をふやす具体的な対策こそが今は必要なだろうと思います。

そういう意味で、農業も漁業も町の重要な基幹産業でありますから、生産者が希望を持てる、展望を持てる政策の転換を図るためにも、TPPの大筋合意、農・漁業分野の大幅譲渡は撤回させるということが不可欠だと思います。その点での町長のお考えを改めて伺いたい

と思います。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、議員がおっしゃったＪＡ北海道の飛田会長のいわゆる寝耳に水だという話は、今までの私どもの交渉は本当に何だったのかなという感が否めないところがございませう。たしか、交渉の最中に北海道知事も会場まで行きまして激励をとということもあつたようでございますけれども、とにもかくにも、国会決議で聖域とされておりました重要５品目はしっかり堅持してもらわなければならない。それは、今でも私どもは変わりのない気持ちでございます。これまでも北海道町村会を通じまして、国に対し、ＴＰＰ協定は農・水産業に与える影響が相当懸念されるので、極めて重要な問題であるということをお訴えさせていただいてきたつもりでございます。

今回、残念ながら、このようなＴＰＰ交渉が大筋合意に至つたということでございますけれども、議員がおっしゃつたとおり、これから国会での議論が始まります。それに合わせまして、北海道町村会、また、国に対しまして、北海道とも連携しながら、仮にこれを何とか阻止できないかという対策をこれから北海道あるいは町村会とも連携しながら考えていきたいと思つております。

議長（佐々木良一君） ６番、立野議員。

６番（立野広志君） 北海道町村会も含めてですが、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思つています。

いずれにしても、交渉内容がまだすべて明らかになっていません。まず、交渉内容を直ちに明らかにしなさいと。英文ではあるのだそうです。しかし、英文を和訳したものがない。和訳はそんなに難しいのかなということ、やはり政府が発表するものとほかの人が発表するものとは若干ニュアンスが違つたりするものがあるということ、やはり政府が責任を持って日本語に直した交渉内容を明らかにさせるということが大事なのだと言われております。

また、その中で、今言われましたように、最低限は重要５品目を守ると言つたわけですから、それが守られていないのであればこれは約束違反であるので、即時撤回させるという働きかけも当然していかなければならないだらうと思つています。

そのことを改めてお話しして、次の質問に移りたいと思つています。

失礼しますが、私の自席から資料を持ってきていいでしょうか。

議長（佐々木良一君） 暫時休憩いたします。

（午前１１時４８分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前１１時４８分）

議長（佐々木良一君） ６番、立野議員。

６番（立野広志君） ３番目の質問ですが、町民に向けた、やさしく、わかりやすい予算説

明書を発行する考えはないかという質問でございます。これは、至って簡単な質問ですので、明快にお答えいただきたいと思います。

町民に、町の財政状況や年度内の予算内容、具体的な事業内容、あるいはその事業の位置図などを示した行政の内容について、小難しい行政用語を使わないでわかりやすく知らせるため、実は、虻田町の時代に、平成11年度ですが、「予算説明書、知ってほしいまちの仕事」というものを発行しました。これがそうです。カラーではないけれども、懐かしいと思っている方もいるかもしれません。これは、平成11年度の予算説明書ということで、ページ数がかなりありまして、60ページぐらいあります。それを11年度に発行したのですが、翌年に23年ぶり有珠山噴火がありまして、実はそれで途絶えてしまったのですね。

そんなこともありまして、やはり町民に開かれた町政、町民参加の町政を実現する、このことをずっと標榜されているわけですから、行政にとってではなく、町民にとっての必要な行政情報をしっかり提供するということが必要なのだと思うのです。多少、事務の手数や予算がかかったとしても、住民への情報開示をおろそかにしてはならないと思いますし、防災対策でも地域、福祉などの支え合いでも、まちづくりでも、今後ますます町民の理解と協働、参加が欠かせなくなってきました。

それだけに、まず、行政の状況や事業への理解、協力を得る上からも、以前発行していた町民向けの予算説明書を発行する考えはないかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐々木良一君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） 予算決算の関係でございますけれども、町予算等につきましては、住民の皆様へ毎年度、町広報誌等を通じて周知させていただいております。その内容としましては、予算、それから上半期の執行状況、決算、財政健全化の判断比率等につきまして、広報誌の2ページから4ページぐらいを割いて毎回掲載しているところでございます。また、この内容につきましては、概要版としまして、町のホームページのほうにもアップしている状況でございます。

今、議員がおっしゃった平成11年度の予算説明書の発行でございますが、旧虻田町におきまして、平成11年度の予算につきまして知ってほしいまちの仕事という題名をつけまして、A4判で全体で80ページほどになるかと思っております。住民向けに説明冊子を発行させていただいたところでございます。当時は、たしかニセコ町の事例を参考にさせていただいて試行的に発行したものでございますが、先ほどのお話にありましたように、翌年の有珠山噴火災害により、その後、発行がなくなってものでございます。

現在、予算書、事項別明細書につきましては、220ページぐらいから成っております。この内容につきましては、目区分ごとの節区分及び説明から成っており、事業が複数ある目等では一見して具体的な予算措置がわからない状況になっているところでございます。そのため、町としましては、附属説明資料や概要版を作成して補完的な説明をしているところでございます。この事項別明細書につきましては、議会または監査委員から意見もござい

ので、現在、見直しの作業等を進めているところでございます。ただ、予算決算システムの改修が必要になるということもございまして、費用等も考慮しながらできる範囲の中で進めていこうということでございます。

議員がおっしゃった住民向けの予算説明書の作成でございますけれども、町の財政状況への理解、まちづくり意識への高まりが期待できるものとは思ってございます。ただ、どれだけの方が関心を持っていただけるかというのが、これから重要になってくると思っております。平成11年度の資料のような80ページ、100ページが本当にいいのか、概要版でもう少し簡易なわかりやすいものがあるのか、現在作成している資料等の変更ではだめなのか、さらには、発行対象や費用などの問題もでございます。他自治体の事例等も参考にしながら内部で検討を重ねて、できるだけ平成28年度の予算から作業を進めていきたいと考えているところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 結論としては、予算説明書がいいのか、もっとシンプルなものがあるのか、いずれにしても検討するという話ですね。

今、ニセコ町の話が出ました。私は、平成11年度の予算説明書の発行に至ったのも、当時、議会でニセコ町での取り組みを紹介させていただいて、それを参考にとということで発行することになったというふうに覚えています。ニセコ町は今でもやっているのです。

ニセコ町の取り組みでは、町民の皆さんにまちの仕事や事業を知り、関心を持っていただけるように、工事の時期や行事、健診の日時などのスケジュール、申し込み方法や対象者などの詳しい内容の情報を記載するなど生活便利帳としての機能も取り入れましたということで、単に1年間の事業内容を書くだけではなくて、これを持っていけば、町に対してどういう手続きができるのか、どこに行ったらできるのかということも含めて活用できるようなものにしたということなのです。

大きなまちでいくと、旭川もやっています。旭川は、「旭川市の予算はどうなっているの？」という表題でつくっているのですが、ここも予算の内容や主な事業についてグラフや図表を用いてできるだけわかりやすくお知らせするためにこれを発行したのです。この冊子を通して市の予算についてご理解いただければ幸いですということで、発行に当たっての挨拶の中にあります。

確かに手間がかかるしお金もかかるのです。けれども、この手間とお金というのは、住民が行政の取り組みを理解し、そこに自分は何ができるのか、どんな協力が自分ならできるといふところを見出していく、あるいは、一緒になって行政の取り組みに参加していく、そういうきっかけをつくる上でも非常に大切な内容だと思うのです。

今まで、行政の取り組みは、行政はこうですと上から指し示すようなことが多いわけですが、逆に言うと住民の目線から行政というものを理解する。そのためには、グラフを入れたり写真を入れたりなどわかりやすく表現していくということです。実は、職員がそういう編集努力をすることで、職員自身も自分たちの1年間の仕事の内容をよく理解すること

になっていくのだというふうに私は思うのです。ですから、本来なら町民に示すためにやっているのかもしれませんが、職員自身が町民にわかりやすく説明するためにどう説明したらいいのかという研修の場にもなっていると思います。

ですから、ページ数は何ページがいいのかということもありますけれども、検討することで終わってしまわず、こういう予算の内容、町の仕組みについてわかってもらえるような内容のものにするため、新年度に向けて本当に努力していただきたいと思います。その辺はどの程度までやる気があるのか、改めて伺っておきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 予算書、決算書、特に予算書の関係でございます。

やはり町民の皆様にはわかりやすくよく知っていただく、これは行政としての責務、努力かなというふうに思っております。

ただ、平成28年度は、今すぐということですので、どの程度できるか、やれる範囲の中でしっかり取り組んでいきたいと思っております。また、29年、30年、いわゆる次年度以降につきましては、それがさらにバージョンアップできるように努力してまいりたいと考えております。

議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

6番（立野広志君） 努力していただきたいと思います。

これが発行されたのも3月予算議会が終わった5月なのです。ですから、予算の議会の対応や予算づくりで職員の方も当然忙しいでしょうから、その時期からこれをつくるわけにいかないのですけれども、決まった段階でこういった冊子をつくるために取り組んでおられるようです。

財政部門では人が足りないのだろうなと思います。ですから、そのための編集委員なりを考えなければいけないのしょうけれども、それを惜しむことなくぜひ取り組んでいただきたいということを最後をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（佐々木良一君） これで、6番、立野議員の質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

午後1時から再開いたします。

（午前11時59分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後13時00分）

議長（佐々木良一君） 一般質問を続けます。

次に、10番、七戸議員の質問を許します。

10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 10番、七戸輝彦です。

ただいまより、通告順に一般質問をいたしますので、理事者におかれましては的確な答弁をお願いいたします。

私からの最初の質問であります。平成21年7月に、これはたしか非公式だったと記憶しているのですが、安徽省黄山市と交わした友好都市としての関係であります。役場の中にも、この安徽省という文字を見て、読み方がわからないという職員も出てきているほど、交流しなくなってから大分年数がたっているのかとそうに思います。

安徽省黄山市といえば、世界文化遺産、自然遺産など見どころも多く、中国の中でも屈指の観光地というふうに私は認識しております。特に太平湖というのは、我が町の宝の洞爺湖とそのたたずまいがよく似ていることから、友好湖として両自治体の関係を深めることになったと記憶しております。

何度も言いますが、平成21年、たしか2009年のことだったと思います。洞爺湖町からも使節団が送られました。友好を深めるとともに、お互いの関係はさらに発展するように私も確信していました。当時としては、議会側からも千葉議長が参加していて、記憶の中ですけれども、その次の訪問団のときには、今の議長席におられる当時の佐々木議員が行くところまでは決まっていた。そのような中で、日中両国の関係が悪化し、黄山市との都市間交流というのもその影響を大きく受け、交流が途絶えてしまっていたのかとそうに思います。

ところで、今月初めの新聞紙上では、日中与党間の協議会が再開と報じられておりました。自民党の谷垣幹事長、私ども公明党の井上幹事長、中国側からは、中国読みができないものですから普通に漢字として読ませていただきますが、王家端全国政治協商会議副主席が出席したとあります。これは、2009年2月以来、実に7年ぶりのことであり、両国の雪解けももう間近という感じがしております。

ところで、本題の安徽省黄山市との友好交流についての経過と現在の状況について伺っておきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

観光振興課長（佐々木清志君） それでは、お答えします。

議員がおっしゃったように、ことしの12月の3日と4日でございますけれども、政府与党と中国共産党幹部の会議が確認されておまして、より一層の交流を確認されているところでございます。また、ことしの5月におきましても、民間交流という形で、観光事業者が中心となりまして、日本国から3,000人、北海道からも知事を筆頭に約200人程でございますけれども、中国の北京を訪問し交流しているところでございます。

七戸議員からご質問がございました中国との交流経過でございます。

先ほどおっしゃいました平成21年4月に黄山からの観光訪問団を受け入れたのが第1回目の契機でございます。その後、7月に長崎前町長を団長としました訪問団を派遣し、太平湖との友好が平成21年7月14日、22年4月には、安徽省の旅行局長を団長とした総勢18名を受

け入れ、そのほか、その年度ですけれども、平成23年7月には、洞爺湖日中友好協会を組織してございます。23年8月には安徽省の政府団の受け入れ、23年11月には2回目の黄山の派遣訪問をしております。そして、24年8月には日中間の芸術展なども開催されてございまして、24年11月に3度目の派遣を計画しておりましたが、9月ごろより、尖閣諸島の問題で反日感情もございまして、現在まで交流が途絶えた状況になっております。公式的には、2度の派遣、3度の訪問が行われている形でございます。

また、そのほかに、登別広域観光圏としまして、伊達市、登別市、室蘭市との友好関係で、黄山を1度訪問したことがございます。

これらの交流の中心の役割を果たしてきた方が、黄山市人民对外友好協会副会長という方で、日本語で済みませんが、ジョケンショウさんという女性の方で、2度ほど来日してございますが、現在は職務から勇退しております。ことしに入りまして、中国での仲介役となる方と連絡がとれておりまして、今後、太平湖管理委員会副主任のコさんという方が交流の窓口となるのではないかと考えております。

議長（佐々木良一君） 10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 今、話を伺うと、段取りはできているという形で動き出すという予定というのは今のところどうなのでしょう。

具体的に、来年度はこういうふうにしてこちらから伺う機会をつくりたいとか、道とも国とも連絡をとらなければならないと思います。お相手のあることですからこちらの思いだけでも進まないでしょうし、そういうところから考えると、何か計画といたしますか、そういう思い入れというのはあるのかどうか聞きたいと思います。

議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

観光振興課長（佐々木清志君） 今のご質問でございますけれども、交流の中心を担っております洞爺湖日中友好協会のほうとしましても、皆さんは積み立てなどをしておりまして、長崎前洞爺湖町長で、今は会長でございますけれども、先般もお話しして、こういう交流といたしますか、中国の方のお客様が大変ふえている状況もございますので、交流再開に向けて協議していこうというお話はいただいております。それらに伴う資金等もあります。

観光協会におかれましても、来年は開湯100年ということもございますので、何とか民間レベル、町も含めて検討できないかということで会長の指示をいただいております。現在、協議中でございます。

議長（佐々木良一君） 10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 私がなぜこのように中国に思い入れがあったり、ここで話をするのかということをお話させていただきたいと思います。

私が高校を卒業した年は昭和48年です。その2年後の昭和50年に、周囲の勧めもありまして、第2回日中友好北海道民の船というものに参加させていただきました。道税と町税を使っただけの1カ月間の洋上研修という青年の研修でありました。

最大の目的は、まだ国交が回復して間もない中国上海での青年団との交流でした。当時の

堂垣内知事も同行するというので、北海道から400人以上の青年使節団を送るという肝いりの友好の事業でありました。戦後30年間、外国との交易を遮断してきた国、私たちが初めて目にする初めての社会主義国家ということで、大変緊張していたことを今でも思い出します。

当時、船は海上から揚子江をさかのぼって上海へと入っていきました。河川敷では、早朝にかかわらず、大砲の音が聞こえ、軍事訓練をしているのがわかりました。これによってさらに緊張が高まったものです。

船からおりて、上海の地におり立ったとき、見たこともない人々の姿を目にしました。広い道路には一様に人民服を着て自転車に乗り行き交うたくさんの人々、まちの至るところにある毛沢東主席の大きな肖像画、まちに流れる中国伝統の民族音楽、空き地では太極拳で体を動かしている人、あくまでも私の個人的感想ですけれども、青年期の私の目に映ったものは、決して豊かではないけれども、同じ生活レベルで生きている仲のよい市民の姿でした。そのとき、この国が発展して、この方たちが日本を訪れることができるのはいつの日かなと思っておりました。それから中国は発展し、我が国日本を追い抜き世界2位の経済大国へと発展しました。そして、日本、我が町の洞爺湖町を訪れていただいている、そのように感じております。

少し話が長くなりましたが、そういう意味からも、途切れてしまった黄山市との交流を再開させるべきと強く願っているところでございます。

この点につきまして、町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 中国安徽省との関係でございますが、先ほど議員も触れていただきましたように、安徽省には鉱山もございます。友好湖の太平湖もございます。鉱山につきましては世界遺産、そして、世界ジオパークも、たしか世界ジオパークの制度ができて2番目にできた世界ジオパークかと思っております。私どもの町にも洞爺湖有珠山世界ジオパークがございます。そんな関係からも、これからは安徽省とは友好のきずなをしっかりと深めていきたい。そのために、周りの環境整備も整ってきているようでございますので、今後とも、そのパイプ役を通じながら安徽省との交流再開に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

議長（佐々木良一君） 10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

私も先ほど申しましたけれども、雪解けの感も少し近いのかなという気がしております。いつも言って不評を買うのですけれども、この友好関係をよそよりも先について再開していただきたいと思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

昨年9月会議の一般質問の中でも、今回取り上げる質問をさせていただきました。その

ときの趣旨はこのとおりです。

JRを利用する方の中には、札幌方面から来たときには洞爺駅であり、函館方面から来たときには伊達紋別駅であり、いる方がいるということです。これは、足腰の弱い高齢の方あるいは障がいを持たれている方、車椅子等で歩かれている方、そういう方々が駅のホームを上り下りしないための苦肉の策である、このように申し上げたと思います。

それとともに、来年3月には、新幹線が新函館北斗駅まで乗り入れる予定でもあり、道内有数の観光地を抱える洞爺湖町としては、駅ホームにエレベーターを設置するのは急務であろう、そのように当時申し上げました。

このごろ、伊達紋別駅にエレベーターの整備が決まりまして、工事にかかるという新聞報道がありました。正直なところ先を越されたという気持ちもしないわけではありません。伊達市は合併により大滝村の温泉も有する市となりました。これが完成すると乗客の流れも大きく変わってしまうのではないかと心配している次第です。

しかし、伊達市と洞爺湖町というのは、財政規模も相当違います。人口も違います。駅の乗降客も大きく違います。私は、洞爺駅にエレベーターを設置することは一朝一夕にできるというふうに思っておりませんが、9月議会からの今までの動きやこれからの動き、そのようなものを伺っておきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 2013年6月、そして、昨年9月議会においても、七戸議員から当駅構内のバリアフリー化について質問をいただいているところでございます。

今までの対応についてであります。JR北海道や関係省庁を要望で訪問したときにお話をさせていただいているところであります。

公共施設へのバリアフリー化であります。平成18年12月20日に施行されました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき国土交通省では移動円滑化の促進に関する基本方針を出しております。鉄道駅及び軌道停留所において1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅及び軌道、停留所につきましては、平成32年度までに原則としてすべてについてエレベーターまたはスロープを設置することを初めとした施設を地域の要請及び支援のもと、可能な限り整備を行うこととなっております。

JR北海道の話では、乗降人員3,000人以上の駅において、いまだ整備されていない駅が10駅弱あるとのことで、未整備駅を平成32年度までに整備を行うことが緊急の課題となっております。また、一番課題となるところは、設置工事費、そして、その後の維持管理費をどう考えていくことかなどが現実的な課題であるとのことであります。

そうした中、洞爺駅の1日当たりの平均利用者数は約700人となっているところであります。当駅は、洞爺湖観光の窓口でありまして、近年外国人観光客が利用しているところであり、スーツケースを持ってのホームの移動は大変労力を使っているところでもあるとともに、日常、鉄道を利用している町内の高齢者の方々も利用するときには不便な状況でもございます。

昨年の議会からの要望と現状に関してお伝えいたしました。

議長（佐々木良一君） 10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 実は、きのう、本屋に行って買ってきたものがあります。それは、久しぶりに新しい全国の鉄道の路線図、値段はそんなにするものではないのですが、その路線図を見て、改めて洞爺駅の位置づけをまざまざと見せつけられたような気がします。

函館から来て大きな駅を丸で囲んで書いてあります。その中には洞爺駅というのは、間違いなくほとんどの特急がとまる駅なのですが、函館からずっと来まして、幾つかの駅の名前を丸囲みで大きく書いてありまして、長万部駅から次に伊達紋別駅に飛んでいます。その次に東室蘭です。忘れもしない、次は登別、苫小牧です。そういう意味で洞爺駅が、どうしてその路線図上から大きな扱いにされていないのかというのが不思議なところなんです。ですから、全国的にはもう位置づけが下がってしまっているのではないかという気がして、すごく心配しています。

鉄道ですから、その乗り継ぎとか、枝分かれしているその支線があるとか、そういうことも駅の大きさとしては重要なものを占めると思うのですが、特急がとまる洞爺駅というのは、やはり昔みたいに大書きしてもらえないかなと思います。外国人の観光客の方々は、大抵バスで来られるとはいっても、やはり駅というのは顔ですから、洞爺駅におり立った人というのは、洞爺駅のイメージを確実に頭の中に入れます。

私も、駅におりると、ただ通り過ぎるだけなのだけれども、その駅のイメージは結構残っています。そこにいる人々や施設、えらい思いをしたとか、そういうものというのは必ず残りますので、ぜひ、ここにはエレベーターというふうに心構えを持っていただきたいと思います。

何せ、私も、だんだん膝が痛くなってきて、この前も申し上げましたけれども、高齢になってくると、これから先どういうふうに旅行をするのかと考えると、バリアフリーになっているかどうか、エレベーターがあるか、エスカレーターがあるか、都会のほうに行くと余り心配がないのですが、地方に行くとそういうことを少し心配しながら歩くような歳になってきました。

高齢化社会はまだまだ続きますので、エレベーターはやはり必要だと思います。これからのことについてどうしていくかということをお伺いしておきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 要望の部分でございますけれども、JR北海道、また関係機関にさらなる要望はしていきたいと思っています。

今、西胆振総合開発期成会においても、平成28年度の重点要望項目として取り上げて、JR北海道はもとより、関係機関に要望を持っていくこととしております。

議長（佐々木良一君） 10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 粘り強く、粘り強く、私も前から申し上げておりますけれども、議

員を続けているうちはこの問題を時々議会で挙げて、その都度、動きを確認したいと思っております。嫌みではなくて、実現するためにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、バリアフリー化のことということで2番目の項目を取り上げているわけですが、駅だけのバリアフリー化ではないです。例えば、文化センターやふれ愛センターなどの舞台設備のあるところですね。入り口のところは、スロープなどが相当ついてきて、各公共施設は入りやすくなっているのですが、この車椅子で舞台上がっていくというのはある程度必要なことで、新しい施設では普通になってきています。

ふれ愛センターの場合は、ステージ自体が下がりますので、使い方によってはどういうふうにもなると思いますが、特に文化センターは厳しいようです。洞爺湖町は何もやっていないわけではなくて、バリアフリー化に関しては、トイレというのはよそのまちよりもすごく進んでいると考えております。

例えば、公共施設のトイレの様式化は相当進んでいますし、大きな施設であれば、町のほうで改修のチャンスを見ながら、できる限りオストメイト対応のトイレ、多目的用のトイレをつけていくという積極的な姿勢はすごく見えるのです。この部分は、地域の自治体の中でも先駆けを切っているのではないかと、そのように感じているほど進んでいると思います。ただ、舞台の上り下りといえ、文化センターは施設が古いですから、車椅子では上り下りは難しくなっているようです。

例えば、車椅子の方が上り下りする際は、周りに抱えられて上り下りすることも聞いております。このことについては、コミュニティバスとすごく似ていて、取り上げたときに同じことを申し上げました。つえをついていても、人が手助けをすれば乗車できるとか、抱えられていれば車椅子でも舞台にのぼれるとか、これは同じような発想です。これらは運営する側の発想でしかないと思います。どちらの例もわずかな設備があれば自力で上り下りするには十分ではないかと思っております。

今は文化センターの舞台の話でありますので、この舞台に必要なときだけ使う、簡易な斜路でも構わないです。車椅子の方も介助の方に押しただけであれば、その舞台にそのままのぼっていただけますので、そういうようなこともこれからは必要ではないかと、これは実際に体験された車椅子に乗られている方からのお話でございます。

このことに関して、このスロープの件というのをどのように考えておられるか、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

観光振興課長（佐々木清志君） 洞爺湖文化センターのステージの件でございます。建物が建設されてから約30年ということでございまして、その間、施設的には何度か改修してございますけれども、先般11月に、町内の児童生徒における芸術文化発表会がございました。これは、子どもたちがステージに上がって歌を歌ったり、合唱したりする学校の発表会なのですが、私どもは把握しておりまして、車椅子の登壇に際して、設備がないです

から、介助者の協力により持ち上げるのかということを経済委員会を通じて確認した際、つえを使って横から上がる形で利用しているのでは何とないということを経済も担当として聞いておりましたが、大変ご迷惑をおかけしているというふうに深くおわび申し上げます。

現在は、30年たちますので、本格的な改修に向けて検討しているのですけれども、中期的にはトイレ、舞台の音響、照明等も考えてございますけれども、これらとは全く別に、高齢化社会ということと福祉の優しさといいますか、こういう観光地でございますので、どういものが対応可能かということで今検討しているのですけれども、現施設の拡張は厳しい状況でございますので、今、議員がおっしゃった施設内を利用した臨時的な斜路、または簡易リフトというものもあるということでございますので、何がいいのかということを経済サイドも含めまして早急に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

議長（佐々木良一君） 10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 私も担当課長も体の大きい人でありまして、体の大きい人は心が優しい人と相場が決まっておりますので、ぜひ、今の言葉どおり、早く皆様に優しい取り組みをしていただきたい、そのようにお願いしておきます。

次は、防災行政無線についての質問をさせていただきます。

今、盛んにまちの中で公署産業車を使って無線のスピーカーがついているところをいじっているようです。例のデジタル化の工事なのかと思っております。せっかく機械も更新するわけですから、この際、無線の運用方法についても見直しをしていただけたらいかかと思っております。

先日、ある町幹部の方にいろいろなことを聞いたら、防災行政無線は緊急性のある場合にといいお返事をいただいたことがあります。私とはちょっと感覚が違うという気がしているのです。防災行政無線だけなのであれば、こういう答えにもなるかなとも思うのですけれども、使用している自治体ごとにその運用は相当違うものですから、緊急性のある場合とか、人命にかかわる場合などのくりというその箱に詰めてしまうのは私は使い方がちょっと違うのではないかという感じがしています。

ただ、私は、これを言われた方に感謝しております。なぜ感謝しているかといいますと、ずっとわだかまっていて、この町は何でこんなに防災行政無線を使われないのかという答えを見つけるヒントになったような気がします。

今、基本的に1日と15日という2回の定時放送をしています。このほど、よほどの緊急性がなければ使用できないのが防災無線という感覚もあると思っております。防災行政無線をあちこち見てきたわけですが、洞爺湖町は洞爺湖町の使い方があり、ほかのまちにはほかのまちの使い方があるわけですが、本当に緊急性がなければ、例えば地震で津波が来るとか、有珠山が噴火するとか、定時放送以外はそういうときにしか使えないのかどうかということを確認しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 防災行政無線は緊急性がなければ使用できないのかというご質問かと思えます。

洞爺湖町においては、防災行政無線は、緊急時だけではなく、議員がおっしゃっておりますとおり、1日と15日には行政放送を流しております。本日も3時には議会が開催されているということで流す予定にしております。

ほかの町村につきましては、行方不明者の捜索協力依頼、また、変質者出没等の警告、運動会などの開催延期連絡などいろいろな情報をお伝えしているところでございます。緊急時以外でも防災行政無線についてはお伝えする手段として使用していくことは問題ないと思っております。

議長（佐々木良一君） 10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） それを確認したかったのです。

4年ほど前になりますけれども、せたな町へ、防災行政無線の運用方法についてということで、議員全員で視察に行ったことがあります。

せたな町では、毎日、防災行政無線で情報を流しております。町の情報もありますけれども、学校の行事できょうは何がありますよということも事細かにやりまして、町民向けの情報発信といいますか、そういうような目的で使っていました。

現実に洞爺湖町の運用を見ますと、1日、15日の2回以外はほとんど使われていないのが現状だと思うのです。前にも驚いたのですけれども、多少の地震とか多少の津波の注意報ぐらいでは鳴らないのが洞爺湖町の防災行政無線、そういうような気もしております。これは、あくまでも私見でありますけれども、情報をもっと小まめに出して使ってもいいのではないかという考えを持っております。

例えば、行政情報、学校の情報もちろんですけれども、先ほどの行方不明者ということにもすぐに使うべきなのではないかと思えます。

窓をあけて、月に2回の防災行政無線を聞いていますと、議会の情報というのは本当によく流れています。いつの開催で何をやっています、あるいは、懇談会、議会をこういうふうに開きますと。ですから、議会側から使ってくださいとお願いして1日と15日に使うようになったから、その部分はきちりやっていると思うのですけれども、本来的には、これは議会の情報を流すものではなくて、もちろん議会の情報も流していただいて大変ありがたいのですけれども、町民の皆様のお役立ち情報をいかに流していくかということです。それから、行政的な課題も流していくのが必要ではないかと思えます。

ある時期から回覧板の回数が減りましたね。これからは、今まで無線のなかったところ、スピーカーのなかったところにもつくということで、回覧板のかわりとはいきませんけれども、何とか行政情報を流していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 現在、平成27年度の事業として、防災行政無線デジタル化整備工事を行っております。平成28年3月に完了し、4月から運行していくこととしておりま

す。このデジタル化になったときには、災害時の情報提供はもちろんでありますが、現在も行っております1日と15日の午後3時よりの行政情報をお伝えするとともに、子供たちが帰宅する時間に、毎日、チャイムを鳴らしていきたいと思っております。チャイムでお知らせすることとしておりますが、もし子供たちが帰宅時間を過ぎても外にいたときには、地域の方々が帰る時間だよという形でお子さんに声をかけていただけるようにしていきたいと考えております。

また、先ほどもお話ししております事業や行方不明者の捜索協力依頼、変質者出没、また熊出没情報など、いろいろな情報をデジタル化が完成した時点で適用していきたいと考えております。

議長（佐々木良一君） 10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 順番の関係で、先に聞いておきたいことがあります。

このごろ、本町の水道水が若干濁り始めたという話があります。それはこの無線とちょっと関係があるものですから、その状況をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（佐々木良一君） 篠原上下水道課長。

上下水道課長（篠原哲也君） 現在、月浦浄水場の膜ろ過化施設の膜洗浄を11月5日から平成28年2月10日の間で行っているところでございます。

月浦浄水場のろ過膜につきましては、3ユニットございまして、1ユニットの洗浄に3週間程度を要し、これを3工程繰り返すこととなります。この間、月浦浄水場の能力が3分の2に減少することから、本町地区の水量不足分を泉地区の湧水で補うこととなります。配水池において、これらの水は混合され大幅な水質変化はないことから、事前に広報や回覧板等での周知を行っていませんでしたが、町民の方からの問い合わせがあったと聞き、12月10日付で回覧による周知を行ってございます。

今後におきましては、広報や防災行政無線等をより活用して、住民の方への周知を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 防災行政無線の使い方は、まさにそこだと思います。行政側が予想していなかったことが起きる。それで町民が不安になったという話をもらったときに、すぐにマイクを持って話すことができる。後から文字で流すことはもちろんしなければいけないことですが、すぐに流すということです。それで、1月末あるいは2月の中ぐらいには終わりますので、ご安心くださいという一言を言っていただければ、ああ、そうなのだと。前みたいに何年も続く話ではないのだと思うわけです。

私も指摘を受けてからですけれども、沸いたやかんの中を見たら、あの白いものがしばらくぶりに浮いていたのです。すごい恐怖感を持っている人は恐怖感を持っていますので、もし可能であれば、きょうの3時ということもありますので、そういう使い方も一緒に教えてあげたら親切ではないかと思っています。水についてもご答弁いただきましたので、あとは

言うことがありません。

ただ、もう一回確認しておきたいのですけれども、この無線の使い方で、1日と15日に限った話ではないということを知りたいのです。なぜかという、必要のある都度、必要があれば使うという答弁を私はいただきました。よろしくお願いします。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 七戸議員がお話のとおり、1日と15日だけではなく、必要に応じて防災行政無線を活用して、住民の方々にお知らせしていきたいと考えております。

議長（佐々木良一君） 10番、七戸議員。

10番（七戸輝彦君） それでは、ぜひ小まめな運用を目指して、また頑張ってくださいと思います。どうもありがとうございました。

以上で終わります。

議長（佐々木良一君） これで、10番、七戸議員の質問を終わります。

次に、3番、五十嵐議員の質問を許します。

3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 3番、五十嵐でございます。

今回の12月会議に、三つの質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目でございますが、ふるさと納税の取り組みについてお伺いいたします。

恐らく、この洞爺湖町の議会でも、かつて何人かの方がふるさと納税についての質問でこの場に立たれたというふうに思っておりますけれども、ここ2年ほどで、その額が上昇しているということもありまして、今、全国的に大変注目を浴びていることでもありますので、ぜひ伺っておきたいということで取り上げさせていただきました。

確かに、何か特産品目当てといたしますが、海産物であれ、農産物であれ、畜産物であれ、その商品の魅力を感じて、その商品が欲しいためにふるさと納税をするという傾向があるようでございます。また、所得税、住民税など税の控除が受けられるというメリットも手伝って、全国的に盛んに行われております。税が都会から地方に流れるのではないかというような批判的な意見もありまして、商品が目当てとか税金が移動するという話もあるわけでございますけれども、いずれにしても、財源としてとても魅力のある納税システムでありますから、ぜひ当町でももう少し力を入れて財源確保、つまり通常の財源は財源として、それ以外に新しく自分たちで企画した、特に後で取り上げますが、今、地方創生で特に注目されている子育てであるとか、教育の部分で特化して活用できる財源として十分活用できるのだろう、そういう観点から質問するものでございます。

そこでまず、もう皆さんはご存じかもしれませんが、通告してございますように、3カ年の状況ということで、5項目にわたって、納税額の推移とか、どこの都道府県からの納税額が多いのか、どんな納税の仕方があるのか、お礼としてお返ししている品物にはどのようなものがあって、還元してあげる率はどれぐらいなのか、どんな用途の指定があるのか、ま

た、具体的にはどんな形で使われたのか、基金化はしているのか、この5項目について、まず最初に当町の状況を把握する意味でお伺いいたします。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） ふるさと納税の関係でございますけれども、本年度を含めて3年という状況でございます。

一つ目の納税額の推移でございます。

まず、平成24年度は、5件で107万円です。平成25年度につきましては、アイアンマン・ジャパン北海道大会の開催に伴いまして、アイアンマン分として76件、2,726万6,150円と、一般分11件の171万5,000円の計87件、2,898万1,150円となっております。平成26年度におきましては、6月からお礼といたしまして特産品の贈呈を行っております。また、ふるさとチョイスというホームページがございますけれども、そこにも加入しております。まず、アイアンマン分といたしまして241件、3,414万3,000円、一般分といたしまして1,786件、2222万8,840円、計2,027件で5,637万1,840円となっております。

本年度につきましては、11月末までの申し込みでございますけれども、アイアンマン分といたしまして209件、2,345万円、一般分といたしまして1,718件、2,153万6,000円、計といたしまして1,927件、4,498万6,000円となっております。

二つ目の都道府県のどこからの納税が多いかということですが、上位の5番でございます。

まず、平成26年度では、1番目が東京都で全体の22.4%、2番目が神奈川県で9.7%、3番目が大阪府で8.1%、4番目が埼玉県で6.4%、5番目が愛知県で6.0%の順となっております。これは上位五つでございますけれども、寄附全体の54.6%に当たります。

また、本年度、平成27年度でございますけれども、1番目が同じく東京都で21.8%、2番目が神奈川県で10.4%、3番目が大阪府で8.3%、4番目が愛知県で7.3%、5番目が埼玉県で6.6%の順となっております。これにつきましても、寄附全体の54.4%となっております。

三つ目の納税の仕方で一番多いのはどういうものかという質問でございます。

平成26年度につきましては、郵便振りかえ、納付書払い、口座振りかえの3種類でございます。そのうち、郵便振りかえが93%を占めております。また、本年度につきましては、9月からクレジットカード払いの利用を開始しておりますが、全体の47%を占めている状況になっております。また、現在では、7割近くがクレジットカード払いとなっている状況でございます。

四つ目のお礼品は何種類で還元率はどのくらいかということと、送料の取り扱いについてでございます。

平成26年度につきましては、種類といたしまして1万円以上3万円未満の場合で、ホタテや赤毛和牛など8種類、3万円以上でお米や赤毛和牛のサーロインなど8種類の計16種類となっております。

また、還元率につきましては3万円未満でおおむね2,000円程度、3万円以上につきましては5,000円程度の品物を送っております。送料につきましては別途としております。総体の経費につきましては963万7,000円となっております。

平成27年度につきましては、1万円以上2万円未満の場合で、トマトジュースや野菜、ホタテなど18種類、2万円以上でお米や赤毛和牛のサーロインなど8種類の26種類となっております。

また、還元率につきましては、2万円未満の場合でおおむね3,000円程度、2万円以上で6,000円程度の品物でございまして、送料につきましては別途となっております。これにつきましては、当初予算で1,004万円の計上をさせていただいております。

5番目の用途の指定でございますが、どのくらいあるのか、具体的にどのように使われたか、また、基金化しているのかということでございます。

まず、平成26年度でございますが、用途につきましては6種類ございまして、一つ目の洞爺湖周辺の観光推進事業といたしまして、約500万円の寄附がございます。二つ目の育英資金事業につきましては、261万円でございます。それから、三つ目の洞爺湖町の自然保護や福祉のまちづくり事業といたしまして、397万円の寄附でございます。それから、アイアンマン・ジャパン北海道大会を通じたスポーツ観光事業といたしまして3,414万3,000円の寄附でございます。

その他事業につきましては82万2,000円で、そのほかに用途を町に一任されるという方が全体の982万1,000円でございます。合計で5,637万1,840円となっております。

それから、使用の内訳でございます。

観光開発基金に831万円、みんなの基金に1,131万円、育英基金につきましては261万円を積みさせていただいております。それから、アイアンマン大会の運営費でございますけれども、3,414万円を支出しております。

平成27年度の用途につきましては、4種類といたしております。

まず一つ目は、洞爺湖のまちづくりのための事業といたしまして833万円の寄附でございます。それから、育英資金事業につきましては325万円、それから、アイアンマン・ジャパン北海道大会を通じたスポーツ観光事業といたしまして2,345万円、それから、用途を一任されるということで995万6,000円の寄附をいただいております。

具体的に使われた内容でございますけれども、今回のアイアンマン大会につきましては、2,080万円を支出することといたしております。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。

制度的には、このまちもしっかり整っております、それなりに寄附をしていただける環境はできていると思います。ただ、実は、私どもは、10月の初めに、侑志会の会派で全国的にも大変納税額が多い、全道で1番の上士幌町に視察で訪れまして、町長が町長室でその熱き思いを直接私どもに説明していただきました。

これからその辺の紹介をしながら、そこまでいなくても、このような手法を学んで納税額を何とかふやせないかということで、2番目以降の質問を続けてまいりたいと思います。

その前に、納税額だけご紹介したいと思います。これは皆さんがネットで調べればわかることなのですが、断トツの額ですけれども、平成25年度は1万3,000件で2億4,000万円です。26年度は5万4,000件で9億7,000万円の納税を受けられています。今年度は、まだ9月末までの数字なのですが、それでももう6億円が集まっています、財政的に大変いろいろな使途に使えるということが言えるかと思います。

それで、まずその魅力の一つに、お礼品が充実しているといいますが、還元率が50%なのです。今お話を聞きましたら、洞爺湖町の還元率は約3割ぐらいです。ですから、例えば、平成26年度の実績は10億円近くありますが、5億円はお礼品でお返しをしています。しかし、このお礼品というのは、まちの中の産物ですから、そのところに経済的な利益が回っていくわけですから、行政にため込まなくて経済的な効果が出れば、町としてはすごくいい形で推移できるということですから、全部を町の財政に入れるのではなく、半分ぐらいは一般企業に回してあげるぐらいの気持ちがあればいいのと同時に、これは納税者としてもすばらしいといいますが、それだけ価値のある商品がもらえるわけですから、一層インセンティブが強いということになるかと思えます。

そこで、2番目の質問です。

もう少し値段を上げて商品の価格帯、還元率を上げるという手もありますけれども、もう少し工夫して、これは商品開発ということになるかと思えますが、産業を育成する上でも、いろいろな商品開発に充ててもらおうということです。これは、当然、補助や何かもしてあげなければいけないかと思えますけれども、もうちょっとお礼品としてアイテムをふやしたいということで一般に募集するというのもあっていいのかなと思えます。また、商品とは限らずに、ここは温泉地ですから、サービスという意味合いで宿泊券などもあるかと思えます。ただ、寄附額が半分だとしてもかなりの寄附をいただかないと宿泊券にはならないという気がしますが、それは、ひょっとしたら、税の還付が目的ではなくて、翌年度に繰り越してでも額を上乗せして宿泊券をとりたいという方のためには、ポイント制か何かをとって翌年に繰り越してあげるという措置を考えてもいいのではないかと思えます。

それから、これは近隣の町になりますが、豊浦町、壮瞥町など、それぞれにたくさんの地域の特産品を持っていますので、相互に連携して、うちの寄附などによその品物を使うのかみたいになりますが、それはお互い様ということで、アイテムを広げるという意味では、開発や何かで商品が間に合わないのであれば、お互いに連携をとって、それぞれで商品に融通をきかせるような措置をとっても、それぞれの寄附の向上に資するのではないか、そんな気がいたします。

そこで、2番の質問に挙げたのですが、どのようなお考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） ふるさと納税に対する特産品の贈呈でございますけれども、お礼に、洞爺湖町の地場産品のPRを兼ねまして、平成26年6月から実施しております。これにつきましては、町内にある野菜や赤毛肉やホタテなどを選定して実施したことから始まっております。

当町の目玉でございますが、昨年、3年貝の活ホタテがマスコミに取り上げられまして、これらによって人気が出ておりまして、申し込みの約7割以上を占めるような割合となっております。

本年度につきましては、前年度は2,000件を超える応募があったため、町の特産品のPRや、よりよい贈呈品を発掘するために、特産品協議会と協議を行いまして、品物の種類の増などを行ってまいりました。今後につきましては、町内の隠れた特産品もございますので、その発掘や、この協議会に加盟していない事業者もおりますので、今後、関係課や関係機関とも連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、宿泊券等につきましても、観光協会などとも連携を図りながら検討していきたいと考えております。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、議員のほうから前段で上士幌のお話が出ました。現在、たしか10億円を超えたというふうに聞いておりますが、実は総務省のほうから指導が入ることになっております。いわゆる、ふるさと納税の趣旨を逸脱しているのではないだろうか、過大な売名行為といいたいまいしょうか、これが総務省のほうからいかなものかということで指導が入ることになって聞いておりましたけれども、私どもの地域も、平成26年度からお礼品を出させていただいております。そんな中、こともお礼品をお出ししているわけですが、27年度は、地元の特産品協議会というところと協定を結ばせていただいて、そこで町の特産品をお礼品としてお返ししております。

今、いろいろとお話を聞いておまして、この特産品協議会の中に加入していない町の産業団体もあり、いろいろな方がいらっしゃるといこともありまして、この関係につきましては、来年度に一新して、町内にお住まいでご商売をしている一般の方からも公募して、それらをお礼品の一覧に掲示させていただきます。さらには、今、私どもも、ふるさとチョイスというところのネット販売をさせていただいております。たしか上士幌町もふるさとチョイスを利用されていたかと思うのですが、そのふるさとチョイスをさらにうまくPRするところも実はあるわけですし、そちらのほうとも連携しながら、今、平成28年度に向け準備をしていきたいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 私も、過剰になったらよくないという部分の懸念もありますし、税の移動という意味合いでもちょっと心配なところがあります。取り組みの仕方によっては、本当に善意で協力してくださる方もいらっしゃると思いますので、その辺は、その動きを見ながらやらなければだめかもしれませんが、ぜひ考えていっていただきたいと思います。

次の質問に移りますが、この上土幌町で、財源が入ったから使えることができるということに尽きるのだと思いますが、その取り組みがまさに素晴らしいと思いますか、見事だと思います。まず、ふるさと納税サイトというものをインターネット上に設けて、その手続から、そのサイトを見ていけば寄附の仕方、手続の流れから、どれくらい寄附金額が来ているのかとか、これは過去のことになりますが、使い道なども全部情報公開をして、納めた方にとっては、自分の協力した分がこんなふうに使われているということが確認できるいい取り組みをしているということです。

特に、子育て関係については、まず、質問の3番を先に述べてつけ足したいと思います。

要するに、うちの町の取り組みの理解をしていただいて寄附をしていただくという意味合いでは、用途をしっかりと定めて、むしろ子育て、教育、定住などに特化した形で活用させていただきますということをしかりうたって説明して発信していくということが必要ではないかということです。

上土幌町のことでございますが、子育て少子化対策夢基金というものに積み立てていまして、今年度の平成27年度には、子育て関係で5,100万円の予算を計上していまして、具体的なことでは、認定子ども園の保育料の補助とか、絵本の映像のソフト、それから保育園時代から外国語の指導の講師を入れたりして、それだけでも2,500万円を幼稚園に使っています。あとは、高校生までの医療費の補助、それから、部活動、スポーツ少年団の指導者を招聘したり、中学生のキャリア教育等の事業に使っています。

それから、特筆して、当町でも考えてもいいのかなと思ったものが二つございました。

まず1点は、子育て支援カード事業と言いまして、高校生以上の子ども1人に2枚、要するにポイントがつけられるスタンプカードです。買い物をしたら、1,000円とか500円で1ポイントつくのでしょうか。通常ですと、そのカードが500円分の値しかないので、この子育て支援カードだと、それが10倍の5,000円の買い物ができるとということです。

通常の買い物をしているスタンプを集めると、さらにまた買い物ができるとことです。これは、予算は町で持つのですが、商工会に委託して、事業は商工会で展開しているようです。当町でも子育て支援のいろいろな事業がございますけれども、このような事業も、ふるさと納税にかかわらなくても、ちょっと考えてもいいのかなという気がいたしました。

もう一点は、教育関係なのですが、1,200万円の予算をとっています。あそこは小学校が4校と中学校が1校、高校が1校です。特に小学校1年生は、やはり最初が大事だということで、わざわざクラスを二つに分けて、教師が1人でいいところをあえて2名体制をとって、教育に重きを置いてやっています。また、3年生までは、学級支援員という形を置いています。

これもお金があるからかもしれませんが、やはり教育を熱心にやっているということです。また、この辺は、移住、定住も盛んに行われているまちでして、うまく連携していると思いますか、循環しているなという感じがいたしました。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、このような考え方がどのようなものか、3番

についてご答弁をお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 現在のふるさと納税の使途でございますけれども、先ほどご説明させていただきましたが、四つの使途に分けております。一つがアイアンマン・ジャパン北海道大会を通じたスポーツ観光事業、二つ目は、洞爺湖町のまちづくりのための事業として、育英資金事業、四つ目が使途は町に一任という四つの分類をしております。

今後につきましては、本年度のふるさと納税に対する町としての取り組み状況、それから、活用内容につきまして、ホームページなどで寄附をされた方に報告をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、現在の寄附金の使途につきましてはちょっと漠然としておりまして、ご質問にありますように、子育ての施策に活用ということや、定住のために施策に活用など、具体的な取り組みや使途を明確にして、寄附される方が理解されて、その使途に寄附していただけるよう、関係課と協議して取り組んでまいりたいと考えております。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） どうぞよろしくお願いいたします。

確かに、教育、子育てに特化しておりますけれども、残りの5,000万円ぐらいが観光事業に1,100万円、農林畜産で2,500万円、医療福祉に1,500万円等々で、特に医療や福祉などでは、がん検診とか、当町でも行っています緊急通報の電話の設置とか、高齢者の福祉バスなどにも活用しております。従来でしたら本予算で見える部分がこういった寄附金で賄われている現状がございますので、継続的にできるかどうかは別にしても、単年度で可能なものについては大いに利用する価値があるなと思いますので、取り組みを強めていってほしいと思います。

ふるさと納税の中で、これは今も答弁がございましたけれども、4番目の質問に移りますが、今、ふるさと納税を進めています地方納税のための財源確保に重要だという位置づけをして、ある程度の納税額が持続的に確保できる制度という意味では、今まで申し上げてきたことが、上土幌に学びながらその辺の部分を充実していくと、それが達成できるのではないかとということと、寄附をもらって物を返すだけではなくて、コミュニケーションをとって、時にはまちに住まない町民みたいな関係を保てる、深い人間関係がとれるようなことも大切かなと思っていますので、その辺も伺いたいと思います。

実は、上土幌町では、町に来た方に特別町民証というものを発行して、地元で買い物をしたりすると特典をあげたり、ソフトクリームとかちょっとしたものは無料で提供しているようです。そのようなこともしているようですし、ここまでやってもいいのかなという気はいたしますが、実は納税者の大感謝祭をここの2月に東京の品川プリンスホテルでやっています、抽せんということですが、5,000人近い方に招待を差し上げたら、6割に当たる3,000の方が応募されて、1,000人に絞られたようですけれども、この経費は、自費もかなりあるのでしょうかけれども、そんなふうにして関係を保っているということもやっているよ

うです。

このことは、先ほど町長が言われたように、余り過剰になるとどういうものかということもありますけれども、違った形でもいいので、納税者へのフォローは絶対に必要ですし、訪ねてきてもらうという意味でもいろいろなことが考えられるのかなというふうに思います。

4番目のことについてのお考えを聞きたいと思います。

議長（佐々木良一君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） ふるさと納税をしていただいた方に、町からお礼状とまちのパンフレットやジオパークのパンフレット、それと、ジオで発行しています大地と食の物語カードというものがあるのですけれども、これを送らせていただきまして、地元食のアピールなどを行っております。それから、洞爺湖町や有珠山ジオパークのPRにも努めているところでございます。

また、寄附金の申込書につきましては、寄附の動機や応援メッセージを書き添えていただいております。その中に、洞爺湖の自然をいつまでも守ってくださいとか、昨年、洞爺湖温泉に泊まりましたよとか、ホタテがおいしかったので、ことしも申し込みましたなどの大変うれしいメッセージを数多くいただいているところでございます。

このように特産品を目当てにされている方もいらっしゃいますけれども、洞爺湖町を応援されている方や洞爺湖町の特産品のリピーターとして申し込んでいただいている方も相当数おられます。

ふるさと納税につきましては、寄附の一つでありますので、町としても貴重な財源の確保の一つとして位置づけを行いまして、魅力ある内容や寄附をしやすいものに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） ふるさと納税についてはこの辺で終わりますけれども、額ありきでお話ししているつもりはございません。10億円に負けるなということではございません。そこそこの額でいいかもしれませんが、関係をしっかりとつくっていく、応援隊をつくっていくという意味で、一元的な納税者ではなく、ずっとおつき合いのできる納税者になっていただきたいと思いますし、ひいては尋ねてきていただきたい、もっとよければ住んでいただきたい、そこまで発展できるようなことを目指して、いろいろな工夫、努力を続けていただきたいと思います。

1番の質問については終わります。

議長（佐々木良一君） 五十嵐議員、質問の2番に入る前に休憩したいと思います。

ここで、休憩をいたします。

再開を2時25分からとしたいと思います。

（午前14時14分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

(午前14時25分)

議長(佐々木良一君) 3番、五十嵐議員。

3番(五十嵐篤雄君) では、2番目の質問に移ってまいります。

洞爺湖有珠山ジオパークの一層の推進を目指してということで、多分、町長もジオパークには大変力を入れていらっしゃると思います。サミットも誘致できましたし、ジオパークも認定されて、そういう意味ではほかの地域に比べて大変恵まれている地域だと思います。より一層、ジオパークを進展させて、この地域の発展にとてもいい材料だと思いますので、どんどん進めていってほしいという意味合いで質問をさせていただきたいと思います。

地球を学び楽しむ大地の公園ということで、洞爺湖町の有珠山のジオパークのホームページを見ますと、そのように訳してあります。地球を学び楽しむ大地の公園、こうやるとジオパークというのはすごくわかりやすい表現だなと思っています。

まず、質問の1番目でございます。

平成21年にジオパークの認定を受けたわけでございますけれども、初心に戻ってと言うと失礼ですが、当初の目的をもう一度確認する意味で、簡単で結構ですので、その目的を確認させていただきたいと思います。

議長(佐々木良一君) 武川ジオパーク推進課長。

ジオパーク推進課長(武川正人君) ジオパークにつきましては、2000年の有珠山噴火、これが洞爺湖周辺に大きな被害をもたらしました。この災害からの早期復興のための手段として、火山遺構を含む新たな観光資源を活用するエコミュージアム構想が提言されたところです。

エコミュージアムとは、1960年代にフランスで提唱、展開された農産漁村地域の振興策で、地域を丸ごと博物館に見立てて、自然、農場、山林、漁場、集落、遺跡などを展示室とみなしまして、住民参加型でつくり上げる新しいタイプの野外博物館とされているところです。

2006年11月、洞爺湖町周辺の4市町は洞爺湖周辺に既に点在しておりました観光資源や火山遺構を結びつけて、ほかに類を見ない魅力的な観光地、ふるさとづくりを図るために、洞爺湖周辺地域エコミュージアム推進協議会を設置し、活動を始めました。

一方、2004年、ヨーロッパと中国が中心となり、世界ジオパークネットワークが発足いたしました。2008年、国内に日本ジオパーク委員会、JGCと言われる組織が設立されました。エコミュージアム構想とジオパークの活動は、ともに地域の資源を新たに認識し、その資源を活用してより魅力的なふるさと、地域をつくっていく取り組みでございます。そして、世界に誇れる多くの資源とその恵みを将来にわたって引き継いで、さらに広く世界へ発信する、こういう理念で一致するものでございます。

この理念の一致によりまして、エコミュージアム構想に取り組んでいた当地域は、ジオパークを目指すこととし、2008年12月、日本ジオパーク委員会による現地審査を経まして、日

本ジオパーク認定地域となったところでございます。翌2009年8月に糸魚川、島原半島とともに、日本で初めての世界ジオパーク認定地域として世界ジオパークネットワークの一員となったものでございます。

これらの経過を踏まえ2010年2月、構成市町合意のもとで、洞爺湖周辺、エコミュージアム推進協議会を発展的に解消いたしまして、新たに1市3町による洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会を設立したものでございます。

目的といたしましては、洞爺湖有珠山ジオパークの根底にございますのは、ふるさとの豊かな大地と海の恵みを楽しみ活用するとともに、災害の経験を蓄積、伝承して次の噴火に備えることで火山との共生を実現する、そういうこの地域ならではの自然との付き合い方がございます。

この活動の到達すべき大きな目標としては、ジオパークを活用した教育機会への充実を図るとともに、ジオパーク資源のすばらしさをそこで生活する人たちが改めて再認識して、その豊かなジオパークの恵みを経済活動を含めて賢く利活用していく、こういうことだというふうに思っております。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 理念はとても崇高だと思います。ただ、なかなか浸透していない。年数も少ないのかもしれませんが。これは、まだ時間をかけないと、浸透するにはまだちょっと道半ばかなという感じがいたします。着実に一つずつ進めていくことによって、このジオパークが根づいたものになっていくのかなというふうに思います。

3番、4番のほうで具体的な質問にまいりますけれども、その前にもう一点、2番目でございますが、現在、道内の5カ所がジオパークに認定されております。アポイ岳、白滝、三笠、とかち鹿追と洞爺湖有珠山と5カ所ありますけれども、実はパンフレットも一緒にできていまして、そこに関連性がありますから、お互いにネットワークを張っていい関係になればいいかなと思います。努力をされているのはわかるのですが、何せ地理的に遠いこともありまして、また広い北海道の中に点在しているということで、これもまたこれからの課題かなとは思っています。

そうは言うものの、道内に5カ所あるわけですから、考え方だけでも結構ですので、どんな関連があって、どのような効果が生まれてきそうなのかで結構ですので、説明をいただきたいと思っております。

議長（佐々木良一君） 武川ジオパーク推進課長。

ジオパーク推進課長（武川正人君） 今、五十嵐議員がお話しされたとおり、北海道内には五つのジオパークがございます。それぞれにテーマを持って活動しているところでございます。私どもの活動のテーマは「変動する大地との共生」というテーマでございます。洞爺湖有珠山ジオパークは11万年前の巨大火砕流を起こした洞爺カルデラ、2万年前に活動を開始した活火山の有珠山など、火山を核としたジオパークでございます。大地が盛んに変動を繰り返す変動帯に位置している日本では、地震や火山など地質災害をテーマに据えたジオパー

クが多くございます。ほかに兄弟格として島原半島のジオパークがございますけれども、そういう中で、過去350年に9回の噴火を経験している洞爺湖有珠山ジオパークは、その代表格と言われてございます。

続きまして、アポイ岳でございます。アポイ岳ジオパークは、最近新聞に出てございませうとおり、世界の仲間入りをしたジオパークでございます。ここを有名にしたのは、二つのプレートが衝突した際に、地殻の下にあるマントルと言われる地中深くにある岩盤が突き上げられるようにあらわれまして、これが橄欖岩と言われるものでございます。世界的に有名なアポイ岳を形成しているのが橄欖岩でございます。地表に出ていること自体が非常に珍しいと言われております橄欖岩による特殊な土壌であることから、植物にも多くの固有種がございまして、高山植物のメッカとして注目されている地域でもございます。ここの活動のテーマは、「地球深部からの贈りものがつなぐ大地と自然と人々の物語」と、ちょっと長いのですけれども、このような活動のテーマとしているジオパークでございます。

白滝ジオパークは、ご承知のように黒曜石の産地として日本一とも言われる場所でございます。黒曜石は、特殊な条件の火山活動によって生成した岩石で、砕くと薄い破片になることから、石器時代や縄文時代から道具として使われてきたところでございます。火山活動と人間の歴史をつなぐジオパークの一つでございます。活動のテーマは、「自然と文化の融合」でございます。

続きまして、三笠ジオパークは、世界的にも有名な1億年前のアンモナイトの化石が多く発見される地層があること、また、数千年前の植物層が石炭となって堆積していることが特徴的なジオパークです。石炭という大地の遺産の恩恵を活用しながら暮らしてきた炭鉱のまち特有の歴史文化を含め、ジオパークとして評価されているところです。活動のテーマは、「さあ、行こう！一億年時間旅行へ～石炭が紡ぐ大地と人々の物語」となっております。

とかち鹿追ジオパークは、国内のジオパークで唯一、凍結の「しばれ」をテーマにしたジオパークです。然別湖周辺の山々に広がる風穴地帯の地下からは、日本最古の氷を含む永久凍土が確認されております。日本最大級の風穴地帯の周囲には、エゾナキウサギを代表とする貴重な生態系がはぐくまれている自然豊かなジオパークでございます。先ほどお話ししましたように、活動のテーマは、「～火山と凍れ（しばれ）が育む命の物語～」でございます。

それから、相乗効果でございますが、北海道のジオパークはもとより、日本のジオパーク活動全体として言えることとさせていただきますけれども、地域防災教育の質的な向上ということが1番に挙げられるかと思えます。近年の地震や火山噴火、気象災害が多発する状況におきましては、自然災害と共生することが自分たちの暮らしを守る上で必要不可欠なことです。地域の自然を知り、過去の災害を知り、その教訓を後世に伝えていくジオパークの活動は大変重要であります。ネットワークの全国大会あるいは研修会での事例発表、講演を通じてネットワーク全体で地域防災教育の質的な向上を図っているというものでございます。

もう一点は、それぞれの自治体が進めている根底にある部分かと思えますが、ネットワー

クの中で行った構成団体のアンケート調査がございます。これはJGNが行ったものですが、活動の目的の上位を占めたのは交流人口の増加及び観光拠点づくりということで、そのような協議会が大半でございました。大地の恩恵を観光資源として外からの人を引きつけて交流人口を拡大することで地域の経済の活性化に結びつけたい、そういう思いでございます。

ジオパーク加盟団体として共通する目標は、ジオパーク旅行を楽しむ場所として地域を磨き上げて、ネットワークのつながりを生かしながら交流人口を拡大させたいというものでございます。北海道内の五つのジオパークにはそれぞれ特徴があり、各地域を結ぶジオパーク旅行をPRしているところですが、距離的な問題や交通の便などの課題があるところがございます。

今後は、全国的なジオパーク活動を通じた競い合い、あるいは知恵比べによってそれぞれの道内のジオパークの特性にさらに磨きをかけて補完性を強化することでジオパーク旅行により相乗効果を生み出したいと考えてございます。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） それぞれの特色をご説明していただきました。当然ですが、人間の歴史にはかなわない太古の歴史をかいま見たような説明を受けたような、私個人的には、ジオパークに夢や希望、感動がもてるようなお話でした。このことがもっともっと伝えられていけばいいのかなと逆に感じたところでございます。

次の質問に移ってまいります。

ジオパークの役割は、教育、科学振興、観光に関して地域を活性化させることであります。組織論のことを言っても大変僭越なのですが、縦割り組織の中で、組織を超えた活動が目立ちます。そこで、ジオと農漁業、アイヌ・縄文文化とのかかわりについて説明をいただきたいと思っております。

実は、2009年にジオパークに認定されて、4年に1度、再審査が義務づけられているということで、平成25年に洞爺湖有珠山は再認定されたと承知しております。その再認定された時点で評価されたことが4点ほどございまして、専門家や研究機関からの支援が充実しているということや、火山マイスター制度の取り組みが行われているとか、噴火災害の遺構が教育活動に活用されている、それから、地元の農産、魚介類が大地の恵みとして経済活動につながっている、これが評価されて再認定されたと伺っております。

そこで、3番目の質問と今の評価の部分がつながるわけでございますが、私は、ジオパーク推進室だけではジオパークの活動は当然無理だというふうに思っている一人でございます。それで、余計なお世話でしたけれども、縦割りという表現をさせていただいたのですが、実は農産品も関係してきますし、縄文・アイヌ文化も多分関係してくるのだろうというふうな広がり考えたときに、やはり、農業振興課であれ、産業振興課であれ、社会教育であれ、その各分野がそれぞれジオパークを利用した取り組みをしていくということもあっていいのかなということで、これを書かせていただきました。

農漁業関連とジオパークとの関係、各アイヌ・縄文文化とジオパークとの関係などを担当の課でどのようにお考えになっているか、お話を伺いたいと思います。よろしく願いします。

議長（佐々木良一君） 武川ジオパーク推進課長。

ジオパーク推進課長（武川正人君） まず、全体的な考え方を含めてということでございます。文化とのつながりは、ここに書いている質問でございますアイヌ文化と縄文文化は、審査のときにも大きな評価をいただき、活動としても、これからもっともつつながりをつけていくことで、さらにジオパークの質が上がるという審査の総評をいただいたところでございます。この部分につきまして、まず、洞爺湖有珠山ジオパークは、教育、ツーリズム、科学、自然、歴史、文化、多種多様な価値を持つジオサイトがございます。ジオサイトといたしますのは、地球の見どころということでございます。縄文の人々やアイヌの人々の暮らしという場も含まれてございます。

約7,000年前から江戸時代まで、有珠山は穏やかな存在の時期がございました。その間、洞爺湖や有珠山の火山活動による地形や堆積物、自然が育んだ森や海などこの恵みを利用して、この地域で人々が暮らしてきたという歴史がございます。

現在、ジオパークのエリアの中には、入江・高砂貝塚を含む、これは世界レベルの貴重な遺跡群として評価を受けてございますが、こういう遺跡群とともに、大地や自然と暮らした先住民族の思いを感じることができる重要な場所が残されているものでございます。

まず、こういう文化とジオサイトとの結びつきということで、当然、洞爺湖町だけでは全体をつなぐこと、結ぶことはなかなかできませんので、推進協議会として、この歴史、文化、地域資源を教育活動に生かすために、小学校6年生向けの野外テキストを製作しました。これは、学校の先生が手引とできるように、生徒のテキストと合わせた形で製作したのですが、そういうテキストをつくりまして、入江・高砂貝塚を野外学習の場とするため、教育委員会と連携しながら、町内の小中学校の皆さんにテキストをお配りして活用しているということでございます。

また、そういう体験的なところをつないで回すということでは、九つの体験コースを設定していますけれども、そのうちの二つのコースを歴史と文化の体験コースということでお勧めして、修学旅行生、それから、学校のそれぞれの研修等でこちらにいらっしゃるときにお勧めしております。こういう歴史文化をめぐるコースについては、噴火湾沿いに栄えた人々の歴史を探訪するコースとしてパンフレットも作成してPRしております。

先ほどの全体の考え方としましては、私の課で考えておりますのは、洞爺湖有珠山のすべてが私たちの生活と密接につながっているという考え方のもとに、ジオパークの活動は町の総合計画の六つの分野全てにかかわりを持っているということで、決して新しい取り組みを進めているものではないと考えております。これまで進めてきたさまざまな事業を同じ方向に向けることで、各分野にすぐれた効果が期待できると考えております。

このジオパークの恵まれた資源を地域で賢く使うことで、町全体、組織全体として、いか

にいい方向へ持っていくかという考え方のもとに、それぞれ連携できるものについて各課と連携しているということでございます。このときに重要な視点となりますのは、それぞれ所有している拠点施設や管理しているものもあると思いますけれども、それぞれの拠点と拠点をジオパークの視点で結びつけて、ある大きなストーリーということで共有する、ジオパークの物語をいかに活用しながら、その施設にお客様をお招きするか。

二つ目は、それぞれがジオパークを自分のテーマとして捉えて、主体的なかかわりをどのように持っていくか。

三つ目は、ジオパークを地域の環境や歴史と関連されることで、一般の住民の皆さんにジオパークへの関心を高める、あるいは、このジオパーク全体の中で生活しているということがどんなにすばらしいことかということを知ってもらうということかと思えます。実際に、各課の連携では、ジオパークの大変重要な見どころである旧洞爺湖幼稚園の草刈り作業、これはボランティアの方のお手伝いもいただいておりますが、観光振興課と環境課と連携しています。

それから、今、火山マイスターの皆さんに学校現場に出ていっていただいて、子どもたちに、直接、防災、減災を伝えるという意味では、管理課であったり社会教育と連携してやっております。すこやかロードの認定、フットパスコースとのかかわり、ジオパークのお勧めしているコースと重なるっているということがありまして、健康福祉課とも連携して事業を一緒にやっています。

それから、総務課とは、毎年、防災とジオパークの職員研修は必ずするということので町長からも指示を受けておりますので、ジオパークをテーマとした職員研修を必ず行っております。

それから、観光振興課とは、各種のイベント協力、案内板の設置、散策路の安全確保などの部分で連携してございます。

最後になりますけれども、地域食材の活用ということで、産業振興課、観光振興課、農業振興課と連携しています。ジオパークのシンボルメニューということで、何日か前に酪農学園大学の筒井先生がピザのレシピをつくって提案してくれたのは、道央の記事にも取り上げられて、札幌でもそれをごらんになった方からお電話をいただきましたが、これだけ多種多様な地域食材をどのように連携しながら付加価値をつけていくかというような取り組みを一緒にしているところです。

最近では、学校給食への地元小麦のジオパーク給食といえますが、教育委員会と連携しながら1回当たり720食、1カ月当たり約500キログラムぐらいずつ地元の小麦が消化されていくということも含めて、連携しながら事業を進めております。

さらに、先ほど言いましたような視点を共通した組織の中でテーマとしながら、より分野横断的に事業を進めていきたいと考えております。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 今、室長が全てお話しされましたので、各課からの答弁は結構で

す。そういう連携を保って一丸となってやっているということで、私のほうの認識が足りなかった部分もありましたので、より強固に連携を保って進めていただければ、このジオパークがもっともっと浸透し、認識されていくことと思いますので、よろしく願いいたします。

4番目は、このたびのといえますか、先月の補正で、交付金措置の予算措置がありましたけれども、私のほうで説明がわからなかった部分があります。これからのことなのでしょうけれども、まず、DMOとは何だということから、方向性で四つの事業展開が書かれています。簡単で結構ですので、その4点についてどういうことなのか、できるだけわかりやすく短く説明をしていただきたいと思います。

同時に、豊浦町、壮瞥町にも予算措置がされていますけれども、一緒にやる事業はどんなものがあるのか、それとも、それぞれのまちがそれぞれでやるのか、できたら、ほかのまちの単独のことでいいですけれども、わかっている範囲で結構ですので、豊浦町や壮瞥町はこんなことを考えているということがあればご紹介いただきたいと思います。

それから、予算をつけていただいたのはいいのですが、今年度で消化できるものなのかどうかも含めて4番目の質問といたします。よろしく願いします。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 私のほうから、DMOと壮瞥町、豊浦町の連携事業の内容に関してご説明していきたいと思えます。

まず初めに、DMOでございます。ディスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション、日本語で言いますと、目的地を管理する団体、組織ということになります。地域全体で観光マネジメントを一本化する着地型観光のプラットフォームの組織を指しております。観光業者、地域住民らの立場から、観光とまちづくりを統合して進める観光まちづくりでございます。観光による交流人口の拡大を通して、質の高い暮らしを目指すもので、住んでよし、また訪れてよしということの基本として行われるものでございます。

3町でとり行っていく部分でございますけれども、洞爺湖町有珠山ジオパークの資源を活用し、DMOの観光地域づくりとして連携をとっていくことになっておりますが、ジオの資源を効果的に活用して、観光客の受け入れ体制の整備、情報発信連携などを充実させていき、ジオパークブランドの確立を行いしめて、地域をめぐる流れをつくるDMO観光地域づくりの事業を展開していくこととなっております。

この事業を行っていくことにより、圏域に住んでいる人たちが観光づくりにかかわることで郷土愛を実感するとともに、都市間交流が活発になることにより、地域経済への波及効果が期待されるとともに、雇用創出及び移住、定住に結びつけていくことと考えております。

その中で、洞爺湖町の部分に関しましては、ジオパーク推進課長のほうから説明をお願いするところでありますけれども、隣町の豊浦町でございます。

この総事業に関しましては、9,438万4,000円の分が交付決定されているところであります。豊浦町においては3,638万4,000円が交付されております。

豊浦町は農林水産業が主体となっております。観光業はまちが少ないという部分、また、観光関係者と呼べるメンバーがいつも同じ状況という中で、自然景観を初め、食、歴史、史跡、文化など観光資源が豊富にあるところではあるのですが、その観光資源の素材を十分に活用していないところがありますので、そういうところをしっかりと掘り起こして外資を稼ぐ仕組みづくりを行うこととしているところであります。

この中の一つにつきましては、モニター募集の広報等を行っているところであります。今月の21日にはセミナー等も豊浦町で開催されることになっております。

また、DMOの機能整備事業の拡大セミナーをやっていくこととなっております。また、組織づくりということでワークショップを行うとともに、インバウンドの受け入れの勉強会の開催というものも取り込みまして、特に冬場の観光客の誘致もしっかりと掘り起こしていきたいという形で進めていくこととしております。

また、壮瞥町でございますけれども、昭和新山を抱えておりますが、近年、観光客のニーズの中で観光客はちょっと減少しているということで、再度、観光資源の見直しをしていきたいという考えを持っております。一つには、北の湖記念館、また、火山防災機能をあわせ持つ施設がありますけれども、こちらの整備をしっかりと行っていきたいということがあります。

また、冬場の観光ということで、スポーツ雪合戦の大会では、実はあそこはWi-Fi等の整備がしっかりとされていないところでもございますので、そうした整備を行ってきたいという中で、壮瞥町においては3,000万円の交付金をいただいているところであります。

洞爺湖町につきましては、ジオパーク推進課長のほうからよろしく願いいたします。

議長（佐々木良一君） 武川ジオパーク推進課長。

ジオパーク推進課長（武川正人君） 洞爺湖町の事業の概要を説明させていただきます。

まず、計画の背景でございます。

私どものエリアについては、地球の見どころである35のジオサイトというものが存在しております。中でも、特に洞爺カルデラは洞爺湖有珠山ジオパークの代表格として、特別天然記念物の昭和山と同様に世界レベルの貴重なジオサイトということで、専門家からも評価されているポイントでございます。

しかし、余りにも身近な存在で見過ぎてきた洞爺カルデラ周辺の魅力ある資源、ジオパークの恵みを生かし切れていないのが現状かと思えます。今後の経済活動への波及とジオパークの持続的な活動を考えた場合に、すぐれたジオパークの恵みを活用しながら、洞爺湖町のファンとなるジオパークのリピーター、交流人口を獲得していくことが必要だろうという考え方のもとに、この政策課題への取り組みとしまして、当ジオパークのシンボリック的存在である洞爺カルデラ一周線への集客力を高めて、ジオパーク圏域全体に人、物、情報、回遊、循環させるための事業を実施するというものでございます。

近隣からは、ニセコ方面を含めて、多様な観光ニーズがございますので、やはり柔軟で対応性のある洞爺湖ぐるっと一周の魅力をいかに伝えていくかという考え方のもとに事業の構

成を組み立てたものでございます。

ご質問にあります事業の四つの方向性と概要についてご説明いたします。

まず、一つ目の洞爺カルデラ一周線旅行へのいざないとジオパーク圏域全体の魅力発信ということでございます。

この柱につきましては、今回、町長が政策的に一番力を入れているところでございます。これは、民間事業者との連携による国内外のジオパークの魅力の発信をする絶好のチャンスということでございます。洞爺湖町からそれぞれのお客様にアプローチをする場合、ジオパークのネットワークを通じて、それぞれの仲間のところから世界へ経由して発信していく、あるいは広告料を含めて大きなイベントを組んで、ジオパークのまちだということを海外へ宣伝するというのも考えられますけれども、これだけで外国のお客様がホテルに来られているときは、外国のお客様に直接ジオパークを知っていただき、認知していただいて、何度もこちらにおいでいただく絶好のチャンスだという考え方のもとでございます。

多くの外国からのお客様が訪れる今が、ユネスコ世界ジオパークのまちをPRするのに絶好のタイミングだということから、ホテルあるいはジオパークのインフォメーション施設に情報提供する統一感のあるジオパークコンシェルジュとも言っておりますけれども、何とかお願いして、そういう棚を設置させていただきたいというのが一つ目でございます。

二つ目は、ジオパークの玄関口、これはJRにおける情報発信ということでございます。北海道新幹線の開業、それから、今、外国のお客様が多く来ていただいている洞爺湖町の玄関口として案内あるいはウエルカムサインを設置する、おもてなしをする入り口としては最高の場所だということから、洞爺カルデラ旅行あるいは周りの近隣町村のジオパークの見どころへどうやってお客様をご案内するかというところに力を入れて、駅のホームの旗を含めてパネルの設置し、これらをJRの駅の周辺に展開したいというものでございます。それに合わせて、メディア等による情報発信ということで、これは、単なる広告掲載とか効果性の低い情報発信とならないように、取材との組み合わせや次の事業との展開などのつながりを考えながら行いたいというものです。

二つ目は、世界の冠、サミット、ジオ、これを生かす情報発信ということでございます。GGN、世界のネットワーク及びJGN、日本のネットワークの情報の最新化と情報発信をするために、現在、サミットの展示と同じフロアで行っております大地の恵み展の会場をリニューアルして、その中で最新情報ということで、現在は、去年、国の火山の交付金をいただいて、日本語表記にしかしてございませんけれども、外国のお客様が会場に来られても何が書いてあるのかわからない。身ぶり手ぶりで私も説明したのですが、やはり外国語の表記というのは必要不可欠であるということから、今回、その情報を最新化するとともに、外国語の表記をしたいということでございます。これは、ネットワークへの貢献の大きな場ともなりますユネスコの幹部の方もその会場を現に見に来て町長がご案内した経緯もございまして、それから、サミットの関係ということで、三重県知事を含めて多くの要人の方が会場に来られているという絶好のチャンスでございますので、ネットワークのかなめを担う

ユネスコジオパークのまちとして、人、物、情報をここの場所に集中したいという考え方でございます。

それから、コンパクトイベントといいますのは、住民の皆様にも身近に感じていただけるような動きを大地の恵み展に展示する全国のジオパークを代表する加工食品や水などを活用しながら、驚きや楽しみ、また交流と憩いの場というイベントができたかと考えております。

それから、三つ目のカルデラの交易拠点化に向けた新たなアクション（発言する者あり）
済みません。これは、食の取り組みということで、とうや水の駅を中心といたしまして、道内を代表する料理をする方も五、六人、手を挙げていただいて応援する体制が整っております。食とカフェは5日間程度ですが、これを何とか展開したいということで、地元の食材とネットワークの中の代表的な食材を組み合わせた料理を考えております。

それから、メディアツアーということで、このようなイベントはちょうど3月ごろですので、まだお客様が来る前の時期ですけれども、何とか旬の時期に来ていただけるようにということで、記事を書いてもらうということも含めてメディアの方に会場に来ていただければということなんです。

それから、機能性食品の研究開発でございますが、数年来、機能性トマトソースということで、地元の野菜を使ったソースを継続して3年ほどつくっております。せっかくですので、料理人の方々に、その後、味を変えていくことでどのように市場として使っていただけるかということも含めて研究するというんです。

それから、野外彫刻作品のアンケートです。これは、芸術館、あるいは58基の野外彫刻がある水の駅周辺というのは本当にへその場所にあると思います。特に、ユネスコジオパークの中に私の作品があるということで、作家がいろいろな活動の中でアピールしてくれることだけで地名度が大きく向上するということがございます。そういうことから、現在の作家の仕事ぶりも含めて、あわせて調査をすることで洞爺カルデラの魅力発信に何とか生かしたいというものでございます。

最後に四つ目のジオパークネットワークをリードするきずな、かなめでございます。これにつきましても、大地の恵み展で展示している地場産品を、さらに大地の物語を更新する調査票を全国に出しておりますので、それらを吸い上げて、外国語表記とあわせてリニューアル、一新したいということでございます。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） また勉強させていただきます。

最後に、ジオパークへの思いが強いです町長に一言、取り組みについてお話をお願いします。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 世界ジオパーク、洞爺湖有珠山、今、私どもスタッフは非常に少ない人数で頑張っておりますけれども、なかなか優秀なスタッフで、いろいろな意味で日本ジオパークネットワークを牽引している職員かなというふうにも思っております。

そんな中、ことしの11月17日に世界ユネスコの正式プログラムにジオパークが認定されたことから、ある意味、世界遺産と同等レベルに肩を並べるところまで来たわけでございますが、今、日本ジオパークネットワークは日本国内に39地域ありまして、市町村の数では200の市町村がこのネットワークに加盟しています。そこそこの市町村は、まちおこし、村おこし、そして、地域の活性化を目指してジオパークに取り組んでいるところでございまして、それが世界ユネスコの正式プログラムに、日本国内でも八つの地域が登録されているということから、地域を挙げて、このネットワークのきずなをしっかりとしたものにして、日本国内でアピールし、さらには、世界に向けてアピールしていかなければならないと思っております。

ただ、今までは、この39地域それぞれが自前の力でここまで頑張ってきました。残念ながら、国の支援はほとんどいただいているのが現状でございます。今、200の小さな市町村が固まって、日本の国を動かそうとしておるところでございます。

今、環境省の中にはジオパーク推進係なるものができておりますが、まだまだ力が発揮されていない部分がございます。世界遺産は、日本国内では文部科学省が所管になっておりまして、そこに環境省と外務省が協力しております。ジオパークについて、どこが所管するのかというのは、残念ながら、まだ日本国内では決まっていません。早くに日本の代表となるセクションを決めていただいて、それを動かしていくのは我々小さい町ではありますが、国を動かしていかなければならないと思っております。

国を動かすことによって、いろいろなアピール、メディアに対するアピール等々もしっかり取り組んでいかなければならないということです。近々、日本ジオパークネットワークの研修会等もあるように聞いておりますので、その席の中でも、39地域の中で八つの地域が世界ジオパークを名乗らせていただいておりますため、この八つがしっかりスクラムを組みながら、何かアピールできる方策を日本ジオパーク39地域のネットワークとともに、国を動かし、さらには、日本国民の皆様方にジオパーク、特に私どもの地域は、洞爺湖町にお住まいの方々にジオパークとは何ぞやということをいま一度ご理解していただく努力をこれからも重ね、さらに、訪れてきていただいた観光客の方々に、この地域はこういうジオパーク地域であるということをおアピールすることによって、地域がさらに活性化し、また飛躍できるのではないかと考えておりますので、それを信じながら今後とも努力をしてまいりたいと考えております。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 冒頭に申しましたように、まだまだ浸透はしていないところもあるかと思います。一步一步、努力を積み重ねていっていただきたいと思っております。

最後に、洞爺地区の振興のその後についてということで、せっかく通告をしておりますので、読み上げませんが、1番、2番と順次答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 大西洞爺総合支所長。

洞爺総合支所長（大西康典君） それでは、1番目のご質問にお答えさせていただきます。

洞爺地区の将来につながる地域振興の洞爺高校跡地の活用につきましては、財政的な課題を踏まえ、洞爺地区地域振興策の提言を最大限尊重することを基本に、実現に向けて進めているところでございまして、平成30年度をめぐりに洞爺保育所の新築、公園整備が完了できるよう進めているところでございます。

今ご質問の洞青寮の活用の検討ということだと思いますが、これにつきましては、前回もお答えしているところでございますけれども、その方向性としましては、宿泊施設としての活用を基本に、これまで、そして現在も寄宿舍施設として利用している施設の形態、機能を生かすことが今後の維持管理の面からも有意であると考えておりまして、早期の活用を図るため、検討を進めているところでございます。

その活用の方向性におきましては、洞爺地区の地域振興の柱である農業、観光、芸術文化などの分野における研修施設の活用についての総体的な観点からの検討が必要となっておりますが、まずは、農業振興の視点からの研修・宿泊施設として、道内先進事例の調査、これにつきましては新得町でございますけれども、新得町での就農を目指す独身女性のための研修施設として、平成8年に開校している施設でございます。酪農、畑作、肉用牛農家での農業実習を主体に、農業関係機関による研修、加工実習などを行っているレディーススクールについて調査したところでございます。これにつきましては、毎年、研修生が10名程度入校しておりまして、修了生も町内に相当残っておりまして、農業の担い手などとして活躍しているという取り組みの事例でございます。

そういう調査を行っておりますけれども、施設の規模的な相違等がございます。また、取り組みの特色、維持経費面、地域に与えた効果などについては、参考になる一つの手法として検討しているところでございます。まだ具体策はない現状にありますが、将来的には農業担い手を柱に、観光や芸術文化振興等を担う総合的な人材育成の場として活用できる宿泊施設としての定着を目指していきたいと考えているところでございます。

しかし、宿泊施設の運営の方法もいろいろとあると思いますが、将来的な町の負担が大きな課題としてございます。今の施設の運営、維持管理のコスト面で、現在ある施設の規模からも年間で1,000万円ぐらいの維持費を要するのかというふうに考えておりまして、活用にあたっては、施設の改修費や運営、維持費等を最小限にとどめる工夫が必要であろうというふうにも考えているところでございます。

また、効率的な運営を図るための基本としましては、施設利用者への食事の提供、管理人等の住み込み、使用料の徴収、料金設定等々の課題もあるというふうに考えているところでございます。また、民間施設への貸与……。 （「質問していないものに対する答弁をそのまま続けさせるのですか」と言う人あり）

議長（佐々木良一君） 今は、寮の説明ですね。（発言する者あり）

1番、2番を続けて答えてくださいということで質問しているので、そのまま。（発言する者あり）

継続してください。

洞爺総合支所長（大西康典君） また、民間等への貸与の選択肢もございますけれども、町の主体的な運営における利活用を優先したいと考えておりまして、検討に時間を要している状況にあります。ご指摘のとおり、未使用の期間が長期化しますと、施設の老朽化を早める要因ともなりますので、洞爺地区の地域振興につながるよう、課題もございますけれども、具体的な宿泊施設としての利活用計画案をお示しできるよう、また、地域の皆様のご意見もいただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 質問の仕方が悪くてご迷惑をかけました。

1番につきましては、ここに書いたように、高校寮の活用の検討について計画づくりが必要ということで質問をさせていただきました。

2番目についても、項目しか言わなかったのですが、えぼし岩公園として整備ができましたが、利用方法、それから、設置してある彫刻2基の移設の検討について簡単にご説明をお願いしたいと思います。

質問を申し述べなくてご迷惑をおかけしました。申しわけございませんでした。

議長（佐々木良一君） 永井社会教育課長。

社会教育課長（永井宗雄君） えぼし岩公園の利用についてでございます。

北海道立洞爺少年自然の家が施設の老朽化等で廃止されたことに伴いまして、廃止後の跡地活用に関する住民懇談会が設置されまして、洞爺湖のフィールドを活用した屋外スポーツ、野外活動交流の場として活用するという検討結果がなされました。

その利用例として、登山、ハイキング、スノーシュー、歩くスキーなどの周辺環境を生かした野外体験の場としての利用、あるいは、自然観察や環境学習など多彩な自然体験活動の場としての利用など、協議いただきました内容に沿って社会教育事業の実施を図ってまいります。

具体の事業といたしましては、えぼし岩のハイキングを、児童を対象とした事業として検討してまいります。えぼし岩につきましては、火山活動に伴い形成された岩帯につきましては、洞爺湖有珠山ジオパークにおける火山の貴重な産物となっております。学習の場として活用することでジオパークとの連携と推進を図る効果も期待できると思われま。

また、冬季には、スノーシュー体験などの事業として検討していくなど、えぼし岩やフィールド、さらには、さくら園を含めて洞爺湖のすばらしい景観が広がる自然を満喫できる、このえぼし岩公園での事業が展開できますよう取り進めてまいります。

議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

観光振興課長（佐々木清志君） 彫刻の移設についてですけれども、観光振興課、総合支所、社会教育課の関係部署で協議をしております。2基は、平成4年の小田先生の作品、平成8年設置の加治進先生の作品でございます。

1基を町の芸術文化の拠点であります洞爺芸術館の敷地に移転できないかということで、

今、役場の内部で検討しておりまして、芸術館に打診しているところでございます。

ただ、洞爺湖彫刻公園の設置作品につきましては、当時のテーマ、共通の理念がございまして、作家みずからが現地を下見して、そこに合った作品を設置するというのが決まりごとでございます。加治先生の作品につきましては、メッセージとして洞爺の自然の家に集う子どもたちと洞爺の自然の生命力を最大限に引き出した作品ということでメッセージが寄せられております。また、小田先生につきましては、ピエンナーレの審査員も務められておりまして、作品がステンレス製でございまして、あれが洞爺湖畔に合うか合わないかといいますが、当時の環境省の許可条件もございまして、現在調整中でございます。オープンに際しまして、できるだけ早い時期に移設したいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 今、おっしゃったとおり、作家の意向もあって設置されているのですが、自然の家がなくなったという状況を踏まえて、今、芸術館が頑張っているということもあって、移設をお願いしているところでございます。

加治先生については、芸術館のほうに確認したところ、移転してもよろしいような意見を聞いているということも伺っておりますので、よろしく対応のほどお願いいたします。

以上で終わります。

議長（佐々木良一君） これで、3番、五十嵐議員の一般質問を終わります。

ここで、3時30分まで休憩いたします。

（午前15時20分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

（午前15時30分）

議長（佐々木良一君） 次に、9番、板垣議員の質問を許します。

9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） 9番、板垣でございます。

本日、最後の質問者となりましたので、最後にすっきりした答弁をいただければよいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、今回お出ししている通告は、まず一つ目に、安心安全のまちづくりについてということです。大きなテーマですけれども、中身は具体的にお話ししたいと思います。

初めに、（1）の通告です。

町内の中学生を対象に、胃がんの原因とされるピロリ菌の無料検査を検討すべきと思うが、町の考えはということで質問させていただいております。

皆さんご承知のとおり、ピロリ菌というのは重たい病気の名前ではないのですけれども、これが胃がんの70%ぐらいの要因になっているというデータがあるそうです。ピロリ菌と言われても大したことはないですが、がんと言われたら、物すごく重たい病気という感覚で

す。

私は、今回、(1)で中学生としておりますけれども、ピロリ菌は10代の人の感染率も5%程度あるというのです。ですから、早期の中学生ぐらいのときに、もしピロリ菌があることを発見して除菌すれば、その人は将来的にも胃がんになることはないというくらい原因として重たいそうです。

ある先生の言っていたことが道新に書いてあったのですが、胃の粘膜にすみつくピロリ菌の有無を尿検査で調べて、陽性の場合には希望者を対象に呼気検査を実施して、また陽性と確認された場合は初めて除菌のための抗生物質を1日2回、1週間ぐらい飲み続けると除菌ができるというふうです。

若いうちにこういうことをきちんとしておくと、将来も安全ですし、自分が将来結婚したときにも子どもにうつることもなくというふうに思いますので、これは、当町としてもぜひやってはどうかと思い、今回提案させていただきました。

その辺について、町としてはどのように考えておりますか。

議長(佐々木良一君) 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長(山本 隆君) ご質問の町内中学生を対象としたピロリ菌の無料検査の検討につきましては、町民の健康推進のかかわりの深いご質問でございますので、健康福祉センターよりご答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

町内中学生を対象としたピロリ菌の無料検査の検討についてでございます。

まず、北海道内における中学生を対象といたしましたピロリ菌検査の実施状況でございますが、私どもが把握している範囲では、現在道内9市町で実施され、近くではお隣の豊浦町において、ことしから中学3年生を対象に希望者を募り実施しているとのことでございます。

中学生が対象の集団検診の実施につきましては、その年代全員が検査を受けられるということで、大変有効な方法であるというふうに考えておりますが、今までは、中学生など若年者に対するピロリ菌検査に対する統一した検査方法が確立していない状況で、道内先進市町においては、医学系大学や医師会などの指導、協力により、研究的な形で試験的に事業を行ってきたまちが多いと感じているところでございます。

なお、本年の9月に、北海道大学大学院医学研究科がん予防内科において、中高生のピロリ菌検査・除菌事業手順書が作成され、北海道を通じて全道市町村に配布されたところでございます。

今回、一定の検査手順が示されましたことにより、道内でも取り組みを始める市町村が今後ふえてくるのではないかと考えているところでございます。

町といたしましても、若年のうちピロリ菌を除菌することで、将来、胃がんを発生するリスクを減少できるのではないかと考えておりますので、今後におきましては、北海道を通じて配布された手順書の内容の検討はもとより、若年者の胃内視鏡検査に対する賛否の問題、除菌治療のための投薬により副作用が発生した場合の対応、除菌治療後のフォロー体制な

ど、事前に検討しなければならない課題も多いかと認識しております。先進地の事例なども参考にさせていただきながら、若年者の将来的な胃がん予防対策としてピロリ菌検査について検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） 詳しく説明いただき、ありがとうございます。

ピロリ菌というのは、今、確認されたものとかいろいろな話がありましたけれども、例えば、一番心配なのは副作用なのかなと思います。ほかにもいろいろなことがありますけれども、この関係者で横山先生という方が、副作用の程度が非常に軽くて、それが出た場合は薬を飲むのをやめればすぐになくなるようで、逆流性胃炎のようになるそうです。そのような副作用は、飲むのをやめることによってすぐになくなるというお話もあります。

また、基本的に中学生2年生が100人受けたとして、そのうちの5%とすれば実際に除菌するのは5人ぐらいです。その中でやるということですが、それでも、親御さんもいるだろうし、本人の希望もあるだろうと思いますが、それは予算がかかりません。ピロリ菌検査の尿検査は1回750円ぐらいだそうですから、例えば100人いたら7万円ちょっとです。それで、陽性が出てから初めて呼気です。陽性は全員が出るわけではなくて、本当に数%だと思いますので、当町も、これを前向きにきちんと検討しながら進めていただければと思います。

今、中学生まで医療費が無料になったということで当町も進んでまいりました。若い人の病気というのが初めからわかるのであれば、この時代にきちんと沿ってやっていただきたいと思います。今、センター長は9市町村と言っていましたけれども、これから検討してやっていくところも結構あるようで、道内でも飛躍的にふえていくと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

再度、答弁をお願いします。

議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） 胆振西部管内におきましても、来年度から検討中ということでございますけれども、室蘭市と登別市が中学生について導入を検討していることをお聞きしております。

私どもも、近隣市町の結果等を踏まえながら、早期実施に向けて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） ぜひ、お願いしたいと思います。

それと同時に、次の（2）ですが、町が行っている成人の特定健診でもピロリ菌検査を行うべきと思いますが、町の考えはどうかということです。

私自身は、別な保険に入っており、毎年胃カメラを飲んでいますが、この特定健診を受けたことがないので詳しくわかりませんが、年に1回か2回の特定健診の中にも尿検査がありまして、その尿検査の中でピロリ菌もわかるような検査も一緒にしてはいかかと思

います。

先ほど言いましたように、料金は750円くらいだそうですから、これもぜひ入れてはどうかと思います。たまたま、今月の広報のさわやかだよりに女性の方の乳がん、子宮がんということで、早期発見が大切と書いてありますが、読んでみます。

近年では、国民の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっており、日本人の死亡原因の第1位となっていますというくだりがございます。さわやかだよりなので、山本センター長はおわかりだと思いますが、成人も機会がないとこういう検査はなかなかできないものです。私は、一度の検査でいろいろな検査ができればいいのかなと思っておりますけれども、そのような考え方はいかがでしょうか。

議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） 2点目の町が実施している特定健診にピロリ菌検査をあわせて実施できないかのご質問だと思います。

最初に、特定健診について若干ご説明させていただきます。

特定健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律のもと、厚生労働省令で特定健康審査及び特定保健指導の実施に関する基準が示され、その中で健診項目についても定められておまして、特定健診項目としてピロリ菌検査は該当していないところでございますことをご理解いただきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） センター長がおっしゃっているのは、厚労省で特定健診のメニューが決まっていて、その中にピロリ菌検査が入っていないということだと思います。

例えば、町として尿検査をするのであれば、町としてこういうこともやりますということをおの人に教えてあげたりすることができるのか、できないのか、その辺をお聞かせください。料金が発生してもです。

議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） ピロリ菌検査の任意検査という形であれば、実施は十分可能でございます。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） 私は、中学生と一緒にやったのですが、任意検査で料金が発生してもいいと思っております。これが数千円とか1万円とか2万円かかるのであれば別ですけども、特定健診を受けた方の中で、その項目と一緒に700円か750円くらいで検査ができますといえば、何人かは受けたらという人がいるかと思っておりますので、そういうことも検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） まず、西胆振のピロリ菌検査の実情から説明させていただきます。

西胆振地域におきましては、ことしから、ピロリ菌検査を室蘭市と登別市において胃がん

対策充実のため任意型検診として50歳から65歳までの5歳刻みの市民を対象に検診費用の一部を市が助成し、医療機関への委託方式によりピロリ菌検査を開始したところでございます。

状況としましては、現在のところ、受診者の数は余り多くはないということをお聞きしてございます。

なお、ピロリ菌検査は、議員もご承知のとおり、胃内視鏡検査による方法以外にも、呼気や尿、血液、便を使用する受診者の体に負担の少ない方法もございます。段階的に検査方法を組み合わせることにより、精度も非常に高くなっているとのことで、このような簡便な検査方法であれば、町が実施している集団検診での胃部X線検査を従来どおり行いつつ、任意型の検診としてピロリ菌検査を導入することも可能と考えられるところでございますが、厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会が本年9月にまとめた胃がん検診の検診項目についての中間報告におきましては、ヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査等については、胃がんリスクの層別化ができることで、リスクに応じた検診を提供でき、検診対象者の絞り込みにおいても有用な方法となり得るが、死亡率減少効果の検証が十分でないため、胃部X線検査や胃内視鏡検査と組み合わせた検診方法の構築や死亡率減少効果等について、引き続き検証を行っていく必要があります。胃がん検診は、胃部X線検査または胃内視鏡検査を推奨するとの報告がなされたところであります。

町の検診についても、現時点では、国の指針等に基づき、胃部X線検査による検診を継続していく必要があると考えているところでございますが、ピロリ菌検査の有用性については私どもも認識しており、現在、公的医療保険の対象にはなっておりませんが、検査費用も安価で、体への負担も少ない検査であることなど、利点も多く、ピロリ菌陽性者の除菌治療が促進され、胃がんなど胃疾患の減少にもつながる可能性があり、将来的な医療費の抑制が期待されるところでございます。

反面、ピロリ菌に対する町民の認識が薄いことも想定されますことから、まずは、町広報誌などを活用し、町民にピロリ菌について知ってもらうための啓蒙、啓発から、まずは取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） 今、答弁がありました。そのとおりにやっていただければいいと思いますが、町民のピロリ菌対策の認識がまだ薄いということなので、私が質問したことを、すぐに検討してやれるような場面があったとすれば、そういう形できちんと前向きにきちんとやっていただきたいと思います。これは、確かに厚労省の関係とかいろいろあると思いますが、町独自でもいいので、きちんとやっていったほうがいいと思います。

今回、私がなぜこのような質問をするのかといいますと、ピロリ菌は前から興味があったのですけれども、私の周りに胃がんで手術した方がこの1年ぐらいで2人いるのです。そのもともとの原因がピロリ菌だったようです。そういうことで、今回、私はこういう質問をさ

せていただきたいと思ったのです。

実際に医療費がどうのこうのもありますし、本当に大事な人の命ということでもありますので、もっと早くわかればとか、先にわかっていればとか、こういう原因を先になくすことができたらか、ピロリ菌のことがわかったのは三、四年ぐらい前ですが、それまでは除菌の費用も数万円かかっていたのです。しかし、今は、いろいろなことがあって、我々も署名などを集めて国や道に届けた経緯もありましたけれども、今は8,000円ぐらいです。それで除菌される方も結構ふえてきております。ただ、町として今はまだ認識がないということです。ないとするのであれば、そういうことも検討していただいて、絶対に悪いことではないし、そんなにお金がかかることではないと思います。かえってがん患者が1人ふえたほうがよほどお金がかかると思いますので、その辺を捉まえてやっていただきたいと思います。いかがですか。

議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） 町民への普及啓発も含めながら、その中で実施に向けた検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） よろしく申し上げます。

次に、（3）です。

近年、洞爺湖で毎年のように水難事故が起きています。119番通報が消防に届いたと同時にダイバー等の要請ができるシステムをつくるべきということです。

先々月に洞爺湖で悲しい事故がありました。今の体制でいくと、誰かが事故を見つけて、消防に通報します。119番通報をして救急車、消防車が湖の周りにぱっと行きます。その湖に道路から落ちたとか、岸壁から落ちたとか、何キロメートル先とか、100メートル、200メートル先に誰かが沈んだということではなくて、道路から見える範囲のところに落ちた場合に、消防隊が行きます。そのときに消防隊は、最初に何をするかというと、自分たちで持ってきた船を一生懸命組み立てて、落ちたところを確認しながら一生懸命捜すわけです。すぐに見つかったら、それからダイバーを要請するのです。もう水の中に入っているのですから、助かる命も助からなくという意味でこういう質問をさせていただいています。

これは、救急車と消防車と同時に運よくダイバーがそばにいた場合は同時に行けるわけです。この辺だと言って、一瞬で潜って上からも捜索することができるはずですが、それができないで、上から水に沈んでいる人を見つけて、それからダイバーを呼んでというのだったら、ほとんどの人は命がなくなっていると思います。

こういうことは数が余りないですけれども、そういうシステムといいですか、協定といいですか、制度といいですか、洞爺湖町、壮瞥町、伊達市、西胆振消防の中でそういうシステムの協定はできないのかとずっと思っていたのですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 洞爺湖町の水難対策に関してであります。

水難等の事故に遭遇し、行方不明となった方を検索するときには、役場職員、消防職員、消防団員、警察等はもちろんでありますが、特殊捜索隊としてダイバー及び地域精通者の方々への協力をお願いしているところでもございます。また、洞爺湖においては、現在、壮警町とも連携をとれるようにしているところでもございます。

10月20日の事故だと思えますけれども、今回の事故においても、壮警町の地域で起こった事故でありますけれども、壮警町より事故の報告をいただき、救助に関してダイバーの協力依頼があったことから、町内の方に協力をいただいたところでもあります。

板垣議員がおっしゃったとおり、119番通報と同時にダイバーが現場に駆けつけるという方法は、とてもいいところではありますけれども、ダイバーに関しても、装備の準備にかなり時間のかかるものでありまして、すぐに救助隊と一緒にということは現在は難しいところでもありますけれども、現在は、依頼がありましたら少しでも早い救助ができるような体制に整えております。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） 今回に限っての事故は壮警町ということですが、実際に広報に出ています。そのときに救助に出た3人に感謝状が出ています。しかし、事故を起こした人は亡くなってしまったということで、この3人が表彰状を受けたときにも、この3人はもう少し早ければと悔やんでいたと。ですから、そういう現場にいた人たちが、そのように思われるような場面も、数がそんなに多いとは思いません。冬とか時期的なものもあるでしょう。しかし、たまたま助けられるかもしれないというときに、今、課長が言われましたとおり、潜る装備も必要ですし、いろいろなことがあります。しかし、119番と同時に、例えばこの方々だけではなくても、ほかの人たちに一齐に話が行って、壮警町、洞爺湖町も関係なく同時にとにかくお願いするのか、もしそれが全然できないのであれば、これも資格の問題もいろいろとあると思いますので、できないのであれば、例えば、西胆振消防組合の隊員の中にもダイバーの組織をつくるという格好にするべきではないかと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがですか。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 水での事故の部分で、ダイバーを早急にということでもあります。

ダイバーの資格もいろいろとありまして、潜水士とレジャーを楽しむダイバーの資格という二つがあります。本来でしたら潜水士を依頼します。こちらのほうでは有珠にいらっしゃいますけれども、そちらのほうに協力を依頼する形になります。

今回、たまたま洞爺湖温泉にダイバーの資格を持っていらっしゃる方が2名おりまして、一緒に潜っていただいたところですが、水深の部分と、資格としては、決して救助のための方ではないというのは事実であります。また、専門的な部分にもなりますけれども、いち早い救助ということの中では、ダイバーに協力をいただいてやっているところです。

また、議員がお話ししております消防の中に、水難救助隊を設けるべきではないかというお話であります。これに関しましては、以前、消防内部でも水難救助隊の編成を協議したところでございます。隊を維持していくことは、そのときに大変困難なことという結論に達しまして、今後も、民間の協力を得ながら、災害があったときには連携を密にして対応していきたいと思っております。

また、現在、壮瞥町と洞爺湖町は連携を密にする中で、水難救助に関する要綱と連絡体制、そういうものをしっかり整えているところでございます。今回についても壮瞥町のほうからすぐに連絡をいただいて、ダイバーの方はいないだろうかということで、すぐに行っていただいたところであります。たまたま、その方はちょうど室蘭から帰ってきて、到着した時点で装備を持って駆けつけていただきました。そうした中では、伊達警察署、また、洞爺湖町役場、壮瞥町役場、西胆振消防組合、特に洞爺湖消防署と連携を密にするとともに、時間はかかりますけれども、警察、また室蘭にも水難救助隊の消防隊の方がいらっしゃいますので、そちらに協力をお願いしながら、いち早く救助できるような体制も続けていきたいと思っております。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） 今まで検討したこともわかっておりますが、あえて質問させていただいております。やはり、いろいろなことがあるかもしれないけれども、必要ではないかと思えます。例えば、消防の中にも、ダイバーを置いたらどのぐらいの予算になるとか、勤務体制とか、救急救命士のように、そのときに必ず常駐しなければいけないという立場で言っているつもりはありません。そういう資格を持っているとか、一緒に行ったときに消防隊の中に潜れる人がいるとか、消防署の中にダイバーのポンベなどが必ずあるとかということです。

私は、50メートルも100メートルも潜れという意味ではなくて、道路沿いから落ちたら、せいぜい10メートルとか、ダイバーの資格がある人でしたら誰でも潜れるぐらいの距離でないと厳しいと思います。それ以上になると、逆に2次災害とか3次災害になることがあります。ですから、上から見て、そぐそこにいるようなという場面のときぐらいは、助かる命も助けられないということではなく、一生懸命やれば何とかなると思うので、こういう質問をさせていただきます。

ふだんから、車が落ちたとか人が落ちたという話になったら、壮瞥町も洞爺湖も関係なしに、一斉に誰がいけないかというふうにやったほうが早いと思います。三、四人いれば、全員いなくなることはまずないと思います。たまたま当町にいないということはないと思いますし、誰かがいると思います。その中ですぐに来てくださいということになれば、また違うのではないかと思います。

先ほど、室蘭の水難隊の話をしていましたけれども、あのときも呼んだのです。伊達あたりまで来てだめだったという感じでした。水の中だから時間なのです。どこかに避難してそれを助けようというのではないから、5秒でも3秒でも早ければ助かる可能性もあるので

す。

そういう場面は課長もよく知っていると思いますけれども、これ以上はもうできないということではなくて、どうしたらもっとよくなるのかということで、少しずつ努力していただいて、また、どういう人がいるかということもリサーチしていただいてやっていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） この間の事故も10月20日です。12時45分、洞爺湖の支所のほうから特殊車両が出動しました。町としても、その時点で、どこの現場なのか、すぐに確認しているところです。

ただ、そこら辺で見誤った部分は、車からおりたということで大丈夫ではないかということが確かにありました。私どももすぐに現場に行ったところで、7メートルほどのところに沈んでいるということで、素人目ではなぜ潜らないのかと感ずるところではあると思います。

実は、平成26年3月30日、汽船本社前で女性の方が落ちまして、救助に行った経緯もあります。その方はお亡くなりになりましたが、やはり、救助のときに消防隊員が入って、その後、低体温症で病院に一緒に担ぎ込まれました。そこで隊を指揮する者として、2次災害がないように、そういうことをしっかりした安全対策の中で救助を行っているというのも大事なところではないかと思っています。

ただ、人の命をしっかりと守っていく中では、今後とも連絡をしっかりとって、早い救助ができるような体制を今以上に整えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） 私も2次災害のお話は知っています。季節もある程度限定されると思います。冬などの水が冷たい時期は絶対に危ないです。基本的に、人がいっぱい出るのは夏が多いと思います。今回の事故は特殊な事故でしたけれども、そういう面でもよく棧橋から落ちたとか、岸壁から落ちたという話が結構あります。

2次災害は絶対にさせないということは大前提です。そのほかに、できるものであれば何としても助けてあげたいし、助け出せる命であればそういう形の中で動いていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

洞爺湖温泉の中央通の安全対策で、横断歩道や信号機等の設置の要望を今まで行ってきましてけれども、現状を伺いたいと思います。

議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

総務部次長（澤登勝義君） 中央通、眺湖通の現状でございますけれども、全面開通に向けた交通安全施設の設置要望ということで、これまで、町長を中心に、議会の協力もいただきながら、関係機関へ要望活動などを展開してきております。

その中で、当初、平成27年度完成予定というところから1年延期になりまして、工事完成予定が平成28年度という状況になってございます。現在、眺湖通の工事については進められておるところでございまして、従来どおり、要望活動を行って、28年度の完成に向けて、さらに強く関係機関のほうに要望活動を働きかけてまいりたいというふうを考えてございます。

内容につきましては、信号機つき横断歩道の設置要望並びに横断歩道の設置ということで、これまでの要望をまとめた形で関係機関に働きかけを進めてまいりたいという状況でございます。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） 中央通、眺湖通ですけれども、本当に予定よりもどんどん延びて間延びしている状態です。私は、この質問を何回もしているような気がするのですが、平成28年度に延ばせないという話も聞いていますし、今が一番大事だと思います。今まで何回も要望してきましたから、どこかでボルテージが下がっているのかなと思ったりしています。その辺は、本当に来年、再来年の話ですから、今が一番大事かと思しますので、その辺はきっちり要望していただきたいと思います。

また、現状を見ますと、道路もそこそこできていますので、大型車がびゅんびゅん走っています。毎日ではないのですが、結構危ないという場面も見ています。また、ご承知のとおり、今、洞爺湖温泉街は外国人の方が結構多いです。雪が降る前でしたら何とかブレーキもきいてとまれると思いますけれども、冬になると、外国人の方というのは道路の真ん中で写真を撮ったりするのです。それをわからないで、十何トンとか20トンぐらいの大きなトラックが走ると、これは大変なことになると思います。下手すれば、道路のそばの家などに突っ込んでいくのではないかと思うぐらいのときもあります。ぜひ、スピードダウンのためにも信号は必要でしょうし、横断歩道とか安全施設は絶対に必要だと思いますので、その辺の要望にきっちり対応していただきたいと思います。今まで何回も要望していますから、もうわかっているだろうではなくて、最後はきっちりとした形になるように行政側として頑張りたいと思いますけれども、その辺の心構えはどうですか。

議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

総務部次長（澤登勝義君） 実は、来年に向けてということで、実際に今月の18日に、公安のほうに再度要望という形で持っていくことにしてございます。

これは、伊達のほうになりますけれども、その中で、年が明けてから、町長を先頭に本部のほうに赴きまして、現状、それから海外の方々等の変化も踏まえた中で、強く要望してまいりたいということで進めている状況でございます。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） ぜひ、そのとおりやっていただきたいと思います。

次に、2番目の公共施設の整備について質問させていただきます。

これは、町民の方から、また、施設を利用している近隣の方から言われたことです。洞爺

湖温泉で、病院の跡地に噴水公園ができました。そこには直射日光を避けられる施設、簡易的なものでもよいからつくってこないかというお話です。

皆さんご承知のとおり、あそこに噴水公園ができて、夏場になると利用されている方が結構多いのです。昔は日射病と言っていた言葉が今は熱中症という名前に変わって、意味はどちらがどちらなのかよくわからないのですけれども、あの炎天下で子どもたちは噴水で遊んでいるのです。涼しくて大した気持ちがいいので、30分でも1時間でも遊んでいられるのですけれども、それを見守っている親やおじいちゃん、おばあちゃんは倒れるのではないかと思うぐらい暑いのです。日傘などを持っている方もいますけれども、今、熱中症対策には水分をとってくださいとか、よくテレビで出ています。朝のテレビに、きょうは熱中症に気をつけてくださいと言っていますね。そのぐらいのときでも、大丈夫かなと思うぐらいいる方も見受けられるので、日陰ができるような場所があれば、大きなものではなくてもいいので、何人かが座れるようなものがあれば非常にありがたいと思います。この町も町民のためとか、観光客のためにといろいろと言っていますので、そういう形の中で少しでも優しくなれるのではないかと思います。今回、こういう質問をさせていただきましたけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

議長（佐々木良一君） 佐々木観光振興課長。

観光振興課長（佐々木清志君） 今、議員がおっしゃったとおりでございます。特に、ここの七、八月は、熱いという感じはしております。噴水広場は特に子どもたちが元気に水浴びをして、大変有効に使われているということでございます。

また、あそこは、親子で遊ぶ遊具も三つほど増設されておりまして、親子で遊んでいるのをおじいちゃん、おばあちゃんが見守っているという姿を、ここ数年、多く目にしております。

また、昨年来、近隣市町村の高齢者の団体と申しますか、老人クラブ連合会等のバスと申しますか、地元町村のバスを使ってきて、遠足気分の昼食会というのもきております。私どものほうにテントを張ってもいいかいという問い合わせもあるのですけれども、その前に、テントがないので貸してくださいということもあります。これは倒れられると困りますし、観光地でございますので、いろいろな意味で優しい気持ちで対応しております。

現在、噴火公園に藤棚というものをつくったり、植物を何十本も植えているのですけれども、すぐに木陰になるということにはございません。日陰は必要です。特に円形の水回りといいますが、これらに期間限定で七、八月には何かをつけていきたいと考えておりまして、親御さん、子どもの安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） この噴水の周りだけではなくて、遊具施設の周りなども入れて二、三カ所ぐらいは必要なのかと思います。冬場は要りませんので、夏場対策ということで、そういうものがあつたほうがいいと思います。それをぜひ押し進めていただきたいと思います。

次に、(2)は、今のことに関連していると思うのですが、温泉の遊歩道にベンチ等をもっとふやすべきと思いますけれども、町の考え方はどうかということです。

これも、洞爺湖温泉街の遊歩道などを結構歩いている方がいます。また、今、外国人観光客の方は、レンタサイクルの利用が結構あります。

見ていると、芝生はあるのだけれども、芝生の上に座ったり寝転んだりする人は、昔はいたのですが、最近は余りいないと思います。今は、虫が嫌いとか何かで直接座るのが苦手な若い人や子供などもいます。そばにベンチがあると、ベンチに座っているのですね。しかし、見ていたら、ベンチの数が少ないのかなと思いますので、洞爺湖温泉街の中央だけではなくて、端のほうも、両方でもう少し増設したほうがいいのではないかと思うのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

議長(佐々木良一君) 佐々木観光振興課長。

観光振興課長(佐々木清志君) 洞爺湖温泉の遊歩道のベンチの数をふやすべきというご質問でございます。

今、温泉の遊歩道は、広場以外を除きまして23脚、鋳物が14脚、木造が9脚のベンチが設置されております。また、今、冬期間に入り、ベンチの点検、補修等ですべて改修してございます。ただ、議員がおっしゃいますように、外国人観光客の増加の影響を受けております。日中では、遊覧船乗り場の付近、そのほか、湖畔の駅前棧橋あたりから撮影スポットのガーデン周りが特に人気で、3カ所あります。また、夜の花火大会には、中央棧橋付近で多くのお客様がにぎわいを見せておきまして、ベンチ不足という状況に至っております。また、観光協会では、盆踊りの期間の1カ月間につきましては、中央棧橋に乗り場があるのですけれども、そこら辺でベンチの増設などを対応しております。

町としても、現在、回収して整備してございますけれども、来春に向けてベンチの補修を考えております。温泉全体にほかの地域にも設置されているベンチもございまして、バランス等も考慮しながら、温泉支所のほうで見直しを進め、混雑時の緩和を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(佐々木良一君) 9番、板垣議員。

9番(板垣正人君) そのとおりにやっていただきたいと思います。

とにかく、季節限定なのですけれども、そういうことも大事かと思えます。優しいまちづくり、おもてなしの心でというのは町長がいつも言われている言葉なので、お願いします。

私が質問しましたピロリ菌の関係とか、中央通の関係とか、公共施設の関係について、最後に町長から簡単にお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

議長(佐々木良一君) 真屋町長。

○町長(真屋敏春君) ピロリ菌の関係につきましては、担当課長のほうから非常に前向きに検討するというので、恐らくやるのだらうというふうに理解しておりますが、一応、そういうふうな考え方で進むというふうに思っております。

また、観光課長のベンチの件ですけれども、観光課長は言っていませんでしたが、ベンチはつくと私に言っておりますので、設置すると思います。よろしく願いいたします。

議長（佐々木良一君） 9番、板垣議員。

9番（板垣正人君） わかりました。

町長、先ほども言いましたけれども、少しでもおもてなしの心で、何とか観光客、また地元の方を少しでも定住、移住につながる、また観光振興につながるという部分でやっていただければと思います。

以上で終わります。

議長（佐々木良一君） これで、9番、板垣議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

散会の宣告

議長（佐々木良一君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

なお、あすの10時より一般質問を再開いたします。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 4時11分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員